

# 熊本県地下水保全条例 逐条解説

【総則・地下水量保全関係】

令和5年（2023年）12月

環境生活部環境局環境立県推進課

## 第1章 総則（第1条～第5条の2）

### 第1条（目的）

第1条 この条例は、地下水が県民の生活にとって欠くことのできない地域共有の貴重な資源であることに鑑み、地下水の汚染の防止、地下水の適正な採取、地下水の合理的な使用及び地下水の涵養に関し必要な措置を講ずることにより、県民が豊かで良質な地下水の恵みを将来にわたって享受できるよう地下水の保全を図り、もって県民の健康の保護及び生活環境の保全に資することを目的とする。

#### 【趣旨】

- 本条では、地下水を現在及び将来の県民の生活にとって欠くことのできない「地域共有の貴重な資源」と位置づけている。そして、無秩序な地下水の採取行為がこの貴重な資源である地下水の保全を損なうことのないよう、地下水汚染の未然防止（地下水質の保全）及び地下水の適正な採取、地下水の合理的な使用、地下水の涵養（地下水量の保全）のための措置を一体的に講ずることによって、将来にわたって安定した利用ができるように保全を図るという条例の目的を定めた規定である。

#### 【説明】

- (1) 本条は、次のように、制定の動機→達成手段→直接の目的→より高次の目的という構成をとっている。
  - （制定の動機）地下水が県民にとって欠くことのできない地域共有の貴重な資源となっていること
  - （達成手段）地下水の汚染の防止（水質保全）、地下水の適正な採取・合理的な使用・涵養（水量保全）に関し必要な措置を講ずる
  - （直接の目的）県民が豊かで良質な地下水の恵みを将来にわたって享受できるよう地下水の保全を図ること
  - （より高次の目的）県民の健康の保護と生活環境の保全に資すること
- (2) 本県の地下水は、地域特有の特殊な地質及び自然の水循環と人為的な水循環の巧みな組合せによって成り立っており、水道水の80パーセントを占める貴重な資源であること、この豊富な地下水も決して無限ではなく、この恩恵を将来の県民に引き継ぐ必要があることから、本条では、地下水を「地域共有の貴重な資源」と位置づけ、「県民が豊かで良質な地下水の恵みを将来にわたって享受できるよう」保全を図ることとしている。
- (3) 「地下水の適正な採取」とは、必要量に応じた採取を行うとともに、周辺の井戸への影響を及ぼさないような、地下水の保全上問題のない採取を行うことである。
- (4) 「必要な措置を講ずることにより」については、平成23年度（2011年度）の本条例の改正（以下「平成23年度改正」という。）の前の規定では「必要な事項を定めることにより」となっていたが、平成23年度改正で採取の許

可制を導入するなど従来よりも踏み込んだ対策を講ずることとしていることから、「必要な措置を講ずる」としたものの。

県が講ずる措置としては、次の事項を挙げることができる。

①地下水の汚染の防止

- ・届出等による地下水汚染の防止、地下水の監視
- ・硝酸性窒素等汚染対策の推進

②地下水の適正な採取

- ・地下水採取の許可制・届出制等による採取の量的管理
- ・適正な採取に係る広報啓発事業

③地下水の合理的な使用

- ・使用した地下水の循環システム構築への誘導、雨水の有効利用の促進、一定規模以上の採取者の合理化対策の義務化、節水設備等の導入に係る普及啓発

④地下水の涵養

- ・一定規模以上の採取者の涵養対策の義務化
- ・雨水の地下への浸透に係る助言・指導

- (5) 「県民の健康の保護及び生活環境の保全」は、平成12年(2000年)に同時に改正を行った熊本県地下水保全条例(以下「平成12年度改正」という。)第1条並びに熊本県生活環境の保全等に関する条例第1条及び第2条と趣旨は同じであり、本条の目的が、県民の健康の保護と生活環境の保全であることを明示したものの。

## 第1条の2(基本理念)

第1条の2 地下水の保全は、地下水の流動が蒸発、降水、地下への浸透並びに河川及び海への流出を繰り返すという水の循環の一部をなすものであり、かつ、地下水が県民生活及び地域経済の共通の基盤となっていることを踏まえ、地下水は公共水(公共性のある水であることをいう。)であるとの認識に立ち、事業者、県及び県民が地下水の保全に係るそれぞれの責務を果たすとともに、連携し、及び協働して地下水の保全に取り組むことにより推進されなければならない。

### 【趣旨】

- 本条は、地下水が水循環系の一部をなし、県民生活と地域経済の共通の基盤となっていることから、これを「公共水」と位置づけ、事業者、県及び県民の連携と協働によって保全していくという地下水保全についての基本的な理念を平成23年度改正で新たに定めた。

### 【説明】

- (1) 「水の循環の一部をなすもの」は、地下水の性格を現わす本条例上の重要な用語である。阿蘇地域等で降った雨は、森林や草原の保水機能を経て地下へと浸透し、又は徐々に流出して谷川となり、さらに白川等の河川となって

地域内を流れ、その間農業用水として利用された一部の水が、地下水を涵養しつつ海に流出している。このように地下水は大きな水循環（大気、地表、地下、海洋）の中の一部である。

地下水は、市町村の区域を超えて広域にわたり流動しており、その保全は、市町村の区域を超えた広域的な対応が必要となることから、広域自治体である県が果たすべき役割であると考えられる。

- (2) 「県民生活及び地域経済の共通の基盤」については、本県では、県民の日常生活用水の多くは地下水で賄われており、さらに、農業や工業等の産業用水にも利用され、豊富な地下水が魅力の一つとなって多くの企業が進出するなど、地下水が地域経済の基盤をなす資源ともなっていることを表すもの。

本県の地下水が飲用をはじめ生活用水として県民の日常生活にとって不可欠であるとともに、事業活動にとっても不可欠な資源であり、平成23年度改正で地下水採取の許可制度を導入して大規模な地下水採取を規制すること等について、事業者の理解を得るうえでも、地下水が地域経済の基盤であることを明確にするものである。

- (3) 「公共水」については、本条例の基本となる概念として、地下水を、みんなで守りみんなで使う「公共水」と位置づけるものである。

近年、一部の地域における地下水位の低下や硝酸性窒素等による汚染等、地下水の水量・水質両面において課題が顕在化しており、これまで以上に事業者、行政、県民が地下水は公共水との認識のもと地下水保全に取り組むとともに、規制を強化する根拠づけを明確化する必要がある。

また、地下水の法的性格については、学説は私水論的学説から公水論的学説までであるが、判例では、「水循環の理念の下では、地下水は一定の土地に固定的に専属するものではなく、地下水脈を通じて流動するものであり、その量も無限ではないことから、このような特質上、土地所有者に認められる地下水利用権限も合理的な制約を受ける」（平成12年（2000年）2月29日名古屋高裁）とするものがある。

これらを踏まえ、地下水を「公共水」と位置づけることとしている。

なお、現行法令では「公共水」という用語を使っている例はなく、確認的な意味を込めて「公共水（公共性のある水であることをいう。）」としている。

- (4) 「連携し、及び協働して」の「連携」は、同じ目的のもとに連絡を取り合い協力して物事に取り組むことを、「協働」は、対等の立場で共に力を合わせて活動することを意味する。

様々な場面で「連携」と「協働」の両方が必要となることが考えられ、色々なやり方で地下水保全の取組みを進めていくことを包括的に示すために「連携し、及び協働して」としている。

## 第2条（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地下水の採取に伴う障害 地下水の採取による地下水の水位の異常な低下、地下水の塩水化、地盤の沈下等をいう。
- (2) 地下水の保全 地下水の水質の保全及び地下水の水量の保全（地下水の採取に伴う障害を防止することを含む。）をいう。
- (3) 地下水の合理的な使用 節水（水の使用法の工夫により水の使用を抑制することをいう。）、雨水の使用、水の循環使用（一度使用した水を再び同じ用途に使用することをいう。）及び再生水（ろ過、化学処理等を行うことにより再利用できるようにした水をいう。）の使用等により地下水の使用量を抑制することをいう。

### 【趣旨】

- 本条は、この条例の制定目的である「地下水の保全」や、その手段の一つである「地下水の合理的な使用」など、条例上重要な用語の定義を行うもの。

### 【説明】

- (1) 第1号の「異常な低下」は、通常とは異なる状態を指し、必ずしも水位が大きく低下することを指すとは限らない。したがって、通常は水位低下が起こり得ない地域で、僅かであっても低下が生じた場合は、「異常な低下」ととらえる場合もある。
- (2) 第1号の「地盤の沈下等」の「等」は、「湧水の枯渇」など「地下水の採取」に起因する水位の異常な低下、塩水化などと同列の障害を指す。
- (3) 第2号「地下水の保全」は、本条例の制定目的である「地下水の保全」を、「地下水の水質の保全」と「地下水の水量の保全」と定義したもの。地下水の水質の保全については、地下水の水質汚濁の未然防止など地下水の汚染の防止を行い、地下水の水質を良好な状態に保つことをいい、地下水の水量の保全については、地下水が枯渇することなく次世代に引き継ぐことができる地下水量を保全することをいい、水道水源の約8割を地下水に依存する本県においては、生活用水の水源の保全ということもできる。
- (4) 「（地下水の採取に伴う障害を防止することを含む。）」については、昭和53年（1978年）に「熊本県地下水条例」が制定された時の目的が、「・・・地下水資源を保全し、併せて地下水の採取に伴う障害の防止を図り」と規定されており、地下水資源の保全と障害の防止という二つの目的を持つものと規定された。

平成12年（2000年）に地下水条例と地下水質保全条例を一体化する改正を行った際に、目的を「地下水の水質の保全」と「地下水の水量の保全」の二つとし、地下水の採取に伴う障害の防止については、地下水の水量の保全の中に含めると規定された。

地下水の水量の保全対策を講じ、地下水の水位の低下を招かないようにし、

更に地下水の水量を増加させることによって、結果として地下水の採取に伴う障害の防止が図られることになるが、条文上、「地下水の水量の保全」の中に「地下水の採取に伴う障害の防止」が含まれるかどうか不明確であるため、「地下水の水量の保全（・・・地下水の採取に伴う障害の防止を含む。）」と規定することとした。

- (5) 第3号の「地下水の合理的な使用」とは、「節水」「雨水の使用」「水の循環使用」「再生水の使用」等によって、「地下水の使用量を抑制すること」を指す。

「節水」とは、水の使用法の工夫、節水型機器の使用等により、不必要な水の使用を抑制することをいう。より具体的には、うがいはコップ一杯、顔洗いは洗面器一杯など無駄な水を使わないようにするなど使用法を工夫することや、節水型トイレ、節水コマ付き水栓、センサー式蛇口等節水型機器を使用することが考えられる。

「水の循環使用」は、一度使った水を同じ用途に循環させて使用することをいう。

「再生水の使用等」の「再生水の使用」は、一度使用した水をろ過や滅菌等の処理を行い再度使用することを指し、その用途は当初と同じものとは限らない。また、「等」には、風呂の残り湯等を散水やトイレ用水等に利用するなど、使った水をグレードの低いものにそのまま使用する「カスケード使用」などが含まれる。

### 第3条（事業者の責務）

第3条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、第1条の2に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、地下水の保全の重要性に関する理解を深めるとともに、地下水の保全を図るために必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、県が実施する地下水の保全に関する施策に協力しなければならない。

#### 【趣旨】

- 第3条から第5条は、事業者、県及び県民の責務について規定するもの。  
地下水を保全するためには、県だけでなく、事業者、県民がそれぞれの役割に応じて取り組むことが必要であり、その責務を明示することとしたものである。
- 昭和53年（1978年）の地下水条例では、地下水の採取者の責務が定められており、平成2年（1990年）の地下水質保全条例では、事業者の責務が定められていた。平成12年（2000年）に両条例を一本化する改正を行った際、事業者が、水質保全上大きな役割を負うとともに、地下水を事業活動に大量に使用する事業者の責務として、地下水の合理的な使用に取り組むよう誘導する必要があることから、地下水の水質保全と併せて水量保全のための事業者の責務を定めるもの。

- 第3条から第5条にかけて、事業者、県、県民と責務を並べたのは、地下水の保全につき責任の大きいものから記載するという観点から、地下水質保全条例の並べ方を踏襲したものである。

**【説明】**

- (1) 本条の「事業者」とは、生活環境の保全等に関する条例と同様、すべての事業活動を行う者をいう。
- (2) 「地下水の保全の重要性に関する理解を深める」は、地下水保全対策の実施や施策への協力に加えて、事業所内で水環境教育を実施し、地下水保全意識を高めるよう努力することが必要であることから、事業者の責務として規定するもの。
- (3) 「地下水の保全を図るために必要な措置」とは、地下水の水質保全のための地下水汚染の未然防止、地下水の水量保全のための節水や水の循環使用などの地下水の合理的な使用、地下水の涵養などの措置をいう。

**第4条（県の責務）**

**第4条** 県は、基本理念にのっとり、地下水の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。  
2 県は、市町村と連携し、かつ、協力して、前項の施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。  
3 県は、地下水の保全に係る広報活動の実施等事業者及び県民の意識の高揚に努めるものとする。  
4 県は、その事務及び事業に関し、率先して地下水の保全を図るために必要な措置を講じなければならない。

**【趣旨】**

- 本条は県の責務について規定するもの。県は、市町村及び事業者と協働して地下水の保全に取り組むこととしている。  
本条例では、市町村の責務については規定していない。平成12年（2000年）の地方分権一括法施行以降、県と市町村は対等の立場にあるとの考え方から、県条例では市町村の責務を規定しない取扱いとしている。

**【説明】**

- (1) 第1項「地下水の保全に関する基本的かつ総合的な施策」とは、地下水の水質の保全及び地下水の水量の保全のための基本的、総合的な施策をいう。  
本条に基づき県等が策定すべき施策としては、熊本地域地下水総合保全管理計画の策定や地下水質測定計画の策定などをあげることができる。
- (2) 第2項「県は、市町村と連携し、かつ、協力して、前項の施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。」については、地方分権一括推進法の関係から、県と市町村との関係を「連携、協力」と定め、県が市町村と連携、協力して第1項に規定する施策を策定し、実施するよう努めるべきことを規定するもの。  
第2項において「責務を有する」と規定していないのは、施策については

県単独で実施する場合もあり、逆に市町村との連携、協力がなければ実施できないとの解釈もあり得ることから、このような規定としたものである。

- (3) 第3項「地下水の保全に係る広報活動の実施等事業者及び県民の意識の高揚」は、県の責務として、地下水保全についての広報を定めたもの。具体的には、地下水の節水や循環利用等合理的な使用についての県民への環境教育、啓発事業をあげることができる。

平成23年度改正で、県民に加えて「事業者」の意識の高揚に努めることを追加している。これは、これまでも、事業者を「県民」の中を含め、事業者に対しても地下水保全に関する事業への協力依頼等により、地下水保全に関する広報活動を実践してきたが、今後は、条例の中で事業者への啓発も県の責務として明確化し、事業者への働きかけを積極的に行っていくこととするものである。

- (4) 第4項「事務及び事業に関し、率先して地下水を保全するために必要な措置」について、

平成23年度改正による許可制の導入に伴い、事業者に対して地下水保全に対するより積極的な取組みを求めることから、県も、事業者としての責務を条例上明確にするもの。

## 第5条（県民の責務）

**第5条 県民は、基本理念にのっとり、地下水の保全の重要性に関する理解を深めるとともに、地下水の保全を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。**

**2 県民は、県が実施する地下水の保全に関する施策に協力しなければならない。**

### 【趣旨】

- 本条は県民の責務について規定するもの。

当規定は、地下水質保全条例に規定があったものであるが、地下水を水道水として利用している本県においては、生活用水の節水と水利用の合理化を行うよう誘導する必要があることから、「地下水の保全」として、水質保全と併せて水量保全のための県民の責務を定めたもの。

### 【説明】

- (1) 県民も水環境教育を通じて、地下水保全意識の高揚に努めることが必要であることから、平成23年度改正で、「地下水の保全の重要性に関する理解を深める」よう努めることを県民の責務として加えることとした。
- (2) 「地下水の保全を図るために必要な措置」の「地下水の保全」は、水質の保全と水量の保全を指す。

水質を保全するための地下水の汚染の防止については、本県の汚水処理人口普及率が全国平均に比べて低い状況にあり、また、単独処理浄化槽の解消、浄化槽の定期点検が課題となっており、県民にも汚染防止に取り組んでいただく必要がある。



水量を保全するための地下水の合理的な使用については、全県的に農業用、工業用の地下水採取量が減っている一方、水道用は横這いである。本県は県民1人当たりの1日の水道使用量が322リットルと福岡県の280リットルに比べて多く（令和3年度（2022年度）水道統計）、節水に取り組む余地があることから、日頃から節水に心がけることや、節水器具・節水型設備の使用に努める必要がある。

また、地下水のかん養についても、雨水浸透ますの設置や植林ボランティア活動への参加など可能な範囲で取り組むことが求められる。

## 第5条の2（地下水保全のための協働の取組）

第5条の2 県は、地下水の保全に関する対策を推進する必要があると認められる地域があるときは、当該地域の市町村、事業者等と連携し、及び協働して、当該地域の地下水の保全に関する対策に総合的に取り組むための計画を定めるとともに、その計画を効果的に実施するための体制の整備を促進するものとする。

### 【趣旨】

- 本条は、地下水保全対策を推進する必要がある地域について、県、市町村、事業者等が連携、協働して計画を策定し、それを推進するための体制の整備を行うことを定めるもの。
- 熊本地域では、県、関係市町村によって熊本地域地下水総合保全管理計画を策定するとともに、県、関係市町村、事業者等の協働により当地域の地下水保全対策を総合的に実施する推進主体「公益財団法人くまもと地下水財団」が平成24年（1999年）4月に実働を開始している。このような行政と民間の連携、協働による取組みを進める根拠となる規定を平成23年度改正で新たに設けた。

### 【説明】

- (1) 「地下水の保全に関する対策を推進する必要があると認められる地域」は、地下水位の長期的な低下や硝酸性窒素汚染などの水質の課題が認められる地域を指す。

「必要がある」かどうかの判断は、第一義的には、全県的に地下水の水位や水質の観測を行っている県が行い、地下水保全体制の整備について関係市町村や関係事業者に働きかけていくことになる。

また、その対象範囲としては、例えば、熊本市及びその周辺の計11市町村のように一つの地下水盆（阿蘇西麓地下水盆）を共有している熊本地域のように水循環過程を共有している地域が考えられる。他にも地下水盆を共有している地域は、玉名・有明地域、阿蘇谷・南郷谷地域、八代平野地域、人吉盆地地域、天草下島北部地域がある。
- (2) 熊本地域以外の地域で、地下水位の長期的低下など地下水に関する問題が見受けられたときは、県、関係市町村、関係事業者等が協議のうえ、地下水保全の推進組織を設置し、具体的な対策を策定し、地下水の保全管理を行う

ことが必要となってくる。

また、水量・水質の両面にわたる県、市町村、事業者等の協働の取組みは当面熊本地域において行うこととしているが、水質が課題となっている荒尾地域においては、硝酸性窒素削減計画を策定し、汚染要因を把握しながら具体的な削減対策に取り組んでいる。この他、宇城、有明、山鹿、菊池、天草地域では地域振興局単位で硝酸性窒素汚染対策会議が設置され、負荷原因に応じた対策に取り組んでいる。

- (3) 「市町村、事業者等」の「等」は、大学や環境団体などを指す。
- (4) 「連携し、及び協働して」については、第1条の2の解説を参照。

## 第3章 地下水の水量の保全（第23条～第32条）

### 第1節 総則

#### 第22条（地下水の範囲）

第22条 この章にいう地下水には、温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定する温泉、鉱業法（昭和25年法律第289号）第5条に規定する鉱業権に基づいて掘採する同法第3条第1項の可燃性ガスを溶存する地下水並びに河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項及び第100条第1項に規定する河川の河川区域内の地下水は、含まないものとする。

#### 【趣旨】

- 本条例では、地下水の範囲から温泉法による温泉、鉱業法による可燃性天然ガスを溶存する地下水、河川法が適用される河川の区域内的の地下水を除いている。

#### 第23条（用語）

第23条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 揚水設備 動力を用いて地下水を採取するための設備をいう。
- (2) 自噴井戸 動力を用いずに地下水を採取することができる井戸をいう。

#### 【趣旨】

- 平成23年度改正の前までは、指定地域においては、揚水機の吐出口の断面積が6平方センチメートル（直径約2.8センチメートル）を超える揚水設備を設置して行う地下水の採取について、指定地域以外の地域においては、揚水機の吐出口の断面積が50平方センチメートル（直径約8センチメートル）を超える揚水設備を設置して行う地下水の採取について、届出を要することとされていた。
- 平成23年度改正では、届出制に加え、重点地域において揚水機の吐出口の断面積が19平方センチメートル（直径約5センチメートル）を超える揚水設備を設置して行う地下水の採取について、重点地域以外の地域においては、揚水機の吐出口の断面積が125平方センチメートル（直径約12.8センチメートル）を超える揚水設備を設置して行う地下水の採取について、許可制を導入するとともに、重点地域において吐出口の断面積が19平方センチメートルを超える自噴井戸で行う地下水の採取について届出を要することとした。このため、「揚水設備」と「自噴井戸」の用語の定義を規定するものである。

#### 【説明】

- (1) 本条例では、「揚水設備」の定義を「動力を用いて地下水を採取するための設備」としている。ここで、「動力」について、一般的には人力によるもので

あると、機械力によるものであるとを問わないとされている（温泉法逐条解説）。

また、本条例では、「揚水機の吐出口の断面積」が一定規模を超えるものによる地下水採取について届出又は許可申請を要することとしているが、「揚水機」とは必ずしも動力が電動機（電気モーター）やエンジンによるものに限定されないと考えられる。したがって、「手押し式ポンプによる井戸」も「動力を用いて地下水を採取するための設備」に該当し、「手押し式ポンプ」も「揚水機」に該当すると考えられる。

しかしながら、手押し式ポンプによる地下水採取は、その実態に鑑み小規模なものがほとんどであり、しかも、その採取量もごく少量であることから、手押し式ポンプによる地下水採取を届出や許可申請の対象から除外しても、本条例の実効性を損なうことにはならないと考えられることから、手押し式ポンプによる地下水採取については届出又は許可申請を求めない。

## 第2節 地下水の適正な採取

### 第24条

#### 第24条 削除

##### 【趣旨】

- 本条は、地下水の合理的な使用等に関する条文であるが、平成23年度改正で、第3章に新たに第3節を設けて地下水の合理的な使用を促進する規定を整備したため、削除することとしたものである。

### 第25条（指定地域）

第25条 知事は、地下水の採取に伴う障害が生じ、又は生ずるおそれのある地域並びにこれらの地域と地下水理において密接な関連を有すると認められる地域を指定地域として指定する。

2 知事は、前項の規定により指定地域を指定しようとするときは、あらかじめ、審議会及び指定地域となる地域を管轄する市町村長の意見を聴かなければならない。

3 知事は、第1項の規定により指定地域を指定したときは、速やかにその旨及びその区域を告示しなければならない。

4 前2項の規定は、指定地域の変更又は廃止について準用する。

##### 【趣旨】

- 熊本周辺地域、八代地域、玉名有明地域、天草地域の4地域を指定地域として指定し、当該指定地域内においては、揚水機の吐出口の断面積が6平方センチメートルを超える揚水設備により地下水を採取しようとする者は、あらかじめ知事に採取の届出を行うことを要することとしている。

本条は、その指定地域の指定の要件及び指定等の手続きを定めたものである。

#### 【説明】

- (1) 指定地域の指定要件は、「地下水の採取に伴う障害」すなわち
  - ①「地下水の採取による地下水の水位の異常な低下、地下水の塩水化、地盤の沈下等」が生じ、又は生ずるおそれのある地域
  - ②「並びにこれらの地域と地下水理において密接な関連を有すると認められる地域」である。
- (2) 第1項の「地下水理」とは、森林の保水機能及び農地等の涵養機能により地下に浸透した水が地下水盆を経由して海に流出するという、水循環過程の一部をいう。
- (3) 地下水は水循環の一部をなすものであることから、地下水の水位の異常な低下等が生じている、あるいは生ずる恐れがある地域に限って水量保全のための対策を講じるだけでは必ずしも十分とはいえない。このため、水循環の過程で関連する地域を含めて広域的に水量保全の対策を講じる必要があることから、地下水理において密接な関連を有すると認められる地域も含めて地域指定を行うこととしている。

#### 第25条の2（重点地域）

##### （重点地域）

第25条の2 知事は、前条第1項の指定地域の中で、特に地下水の水位が低下している地域及びこの地域と地下水理において密接な関連を有すると認められる地域を重点地域として指定する。

2 前条第2項及び第3項の規定は、重点地域の指定、変更又は廃止について準用する。

#### 【趣旨】

- 指定地域の中で、特に地下水の水位の低下が見られる等の地域を「重点地域」として指定し、当該重点地域内においては、揚水機の吐出口の断面積が19平方センチメートルを超える揚水設備により地下水を採取しようとする者については知事の許可を受けることを要することとしている（第25条の3第1項第1号）。本条は、その重点地域の指定の要件及び指定等の手続きを定めたものである。

#### 【説明】

- (1) 「特に地下水の水位が低下している地域」  
指定地域は「地下水の採取に伴う障害が生じ、又は生ずるおそれのある地域」等が指定要件である。「地下水の採取に伴う障害」とは「地下水の採取による地下水の水位の異常な低下、地下水の塩水化、地盤の沈下等」をいう（第2条第1号）。  
「地下水の水位の異常な低下」は、地下水の水位の動向が通常の状態でない低下傾向にある場合であり、必ずしも長期的な傾向でなければならないも

のではない。一方、「地下水の水位が特に低下」は地下水位の動向が長期的に見て明らかに低下傾向にある場合をいう。

地下水の水量の状況を表すバロメーターは地下水の水位であり、これが長期的に低下している地域については特に対策を講じる必要があることから、「特に地下水の水位が低下している地域」を重点地域の指定要件とするものである。

(2) 「特に地下水の水位が低下」しているかどうかについては、地下水位は、降雨量の影響によって年度間で上下するため、10年程度のスパンでは低下傾向かどうかを判断することは適当ではない。少なくとも、20年程度の長いスパンで見たとき地下水位が低下していると認められる状態をもって判断する必要がある。

(3) 熊本地域の海岸部は地下水位が上昇しており、台地部のみが地下水位が低下しているのであれば、低下している台地部のみを重点地域として許可制で規制すればよいのではないかという考え方もあろう。

しかし、熊本地域の上流域の台地部と下流域の熊本平野の低地部は一つのまとまった地下水域（盆）を形成している。この中で、上流域の台地部でかん養された地下水は熊本平野の低地部に流出して行き、下流の過剰な地下水の汲み上げは、上流の地下水の水位低下に影響するように、上流と下流はお互いに関係しあっている。このため、熊本地域を一体として地下水の保全対策を講じていく必要があると考える。

(4) 重点地域における地下水の水位が回復し、将来的にも安心して地下水を採取できると考えられる状態になれば、重点地域の指定を廃止することも考えられるが、そのためには相当長期的に水位の状況を見極める必要があると考える。

## 第25条の3（地下水採取の許可）

第25条の3 次に掲げる行為をしようとする者は、揚水設備ごとに、あらかじめ、知事の許可を受けなければならない。ただし、地下水を田畑等のかんがいの用に供するために採取する場合であつて規則で定めるときは、この限りでない。

(1) 重点地域において揚水機の吐出口の断面積（吐出口が2以上あるときは、その断面積の合計をいう。以下同じ。）が19平方センチメートルを超える揚水設備により地下水を採取すること。

(2) 重点地域以外の地域において揚水機の吐出口の断面積が125平方センチメートルを超える揚水設備により地下水を採取すること。

2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 揚水設備の設置の場所

(3) 揚水機の吐出口の断面積

(4) 揚水設備のストレーナーの位置及び原動機の出力

(5) 採取する地下水の用途

(6) 地下水の採取量

(7) その他規則で定める事項

3 前項の申請書には、規則で定めるところにより、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 規則で定める揚水試験による地下水の水位の変化等の試験結果書

(2) 水量測定器の種類、位置、設置の時期等に関する書類

(3) 揚水設備の設置の場所を示す図面

(4) 地下水の利用に関する計画書

(5) その他規則で定める書類

4 第1項の許可を受けようとする者で揚水機の吐出口の断面積が125平方センチメートルを超える揚水設備により地下水を採取しようとするものは、規則で定めるところにより、地下水の採取による地下水の水質及び水量への影響に関する調査（次項及び第26条の2第2項において「影響調査」という。）を行わなければならない。

5 前項の規定により影響調査を実施した者は、第2項の申請書に、当該調査の結果を記載した書類を添付しなければならない。

### 【趣旨】

○ 本条は、重点地域内で揚水機の吐出口の断面積が19平方センチメートルを超える揚水設備で地下水を採取しようとする者及び重点地域以外の地域で断面積が125平方センチメートルを超える揚水設備により地下水を採取しようとする者は、あらかじめ知事の許可を受けなければならないことを定め、併せて許可の手続きについて定めるものである。

## 【説明】

### (1) 許可制導入前の状況

平成23年度改正前の地下水保全条例では、地下水採取に対して届出制であり、採取者への事前の助言や指導を実施する法令の根拠が弱く、実質的に地下水採取は自由となっていた。

また、条例に基づき採取者には、年1回の採取量報告や水量測定器の設置、地下水の合理的使用やかん養対策への取組みを求めているが、実行を求める具体的な手段がなかった。

### (2) 許可制導入の根拠（平成23年度改正時整理）

地下水は一定の土地に固定的に専属するものではなく、地下水脈を通じて流動するものであり、その量も無限ではないことから、土地所有者に認められる地下水利用権限も合理的な制約を受けると解される（平成12年（2000年）2月29日名古屋高裁判決等）。

また、地下水は住民生活と地域経済の基盤となっており、地下水採取量とかん養量とのバランスが取られなければ、地下水の恵沢を将来にわたって享受することできなくなるため、合理的な制約として許可制を導入することは可能と考えられる。

さらに、特に大規模な地下水量の採取は、一定の限界を超えた場合、地域の地下水位の状況を急激に変化させ、場合によっては地域共有の貴重な資源である地下水を枯渇させるおそれがあり、このことから許可制を導入することは可能と考えられる。

### (3) 本条の許可は「揚水設備ごとに」行う。

すなわち、地下水を採取しようとする個々の揚水設備（井戸ポンプ）による採取が、次条に規定する許可の基準に合致するかどうかの判断を行う。

### (4) 許可対象の要件については、採取量によらず、揚水機の吐出口の断面積の規模で定めることとした。

許可を要する者（許可対象者）の要件については、年間採取量が一定規模を超える者をもって基準とする考え方もあるが、許可制という、罰則等の適用も伴うより厳しい制度を導入する場合には、許可の対象は客観的に明確なものであることが必要である。

この点で、採取量は、年度や季節、採取者の活動状況等によって変動するものであるため、許可対象の要件とすることは適当ではない。

これに対して、揚水機の吐出口の断面積は、地下水採取の時期等に左右されることがなく、誰が見ても客観的な要件であることから、これをもって許可対象の要件とすることが適当である。

### (5) 第1項第1号及び第2号の「揚水機の吐出口の断面積」は、地下水が揚水機本体を最後に通過する部分の内径によって得られる面積とし、吐出口が2以上あるときは、その断面積を合計することとする。

### (6) 重点地域において許可対象の要件となる断面積の基準については、地盤沈下防止を目的とする他府県の条例で19平方センチメートル（直径約5センチメートル）とする。



チメートル) 以下の揚水設備による採取であることが許可の基準とされていることから、「19平方センチメートル超」と設定することが適当と考えたものである。なお、重点地域として想定している熊本地域の地下水の総採取量の約94パーセントを19平方センチメートル超の井戸の採取量が占めており、19平方センチメートル超の井戸を許可対象とすることによって、採取量ベースではほとんどの量をカバーすることができる。

- (7) 重点地域以外の地域の許可対象要件となる断面積の基準については、125平方センチメートル(直径約12.8センチメートル)超の井戸は、理論値上年間100万立方メートル以上の採取が可能であり、実際の年間平均採取量も約58万立方メートルと大量の地下水を採取していることから、これを基準とすることとした。
- (8) なお、同一敷地内等において2以上の揚水設備により地下水を採取する場合で、その採取行為が一連の計画のもとに行われると認められるときもあると考えられるが、本条の許可は「揚水設備ごと」に行うものであることから、このような場合であっても吐出口の断面積を合計して許可対象か否かを判断する取扱いとはしないこととする。
- (9) 第1項本文で「田畑等のかんがいの用に供するために採取する場合であって規則で定めるとき」を許可対象から除外することとしている。農業で水田等に灌漑された地下水は水循環の一部であることから、灌漑の用途で採取する場合は許可を要しないこととしたものである。農業用であっても、かん養機能がない形態のものは許可を要する。
- (10) 「規則で定めるとき」とは、一つの井戸を灌漑用とそれ以外の用途(例えば、畜舎の清掃や飼育する家畜の飲用、農産加工場用等)で併用しているような場合を想定して取扱いを規則で定めるもの。具体的には、採取量の過半を灌漑用を使用している場合は許可対象外とする旨を規則で規定している。

○熊本県地下水保全条例施行規則(平成2年熊本県規則第56号)

(許可を要しない地下水採取)

第13条の4 条例第25条の3第1項の規則で定めるときは、地下水の採取量の過半を田畑等のかんがいの用に供するときとする。

- (11) 第2項の「規則で定めるところにより」は、許可申請書の様式を規則で定めることとしている。

○熊本県地下水保全条例施行規則(平成2年熊本県規則第56号)

(許可申請書の様式等)

第13条の5 条例第25条の3第2項の規定により知事に提出する申請書は、地下水採取許可申請書(別記第8号様式)によるものとする。

- (12) 第2項第2号の「揚水設備」は、モーター・発電機などの原動機付きポンプ、揚水管(吸水管)、ケーシング(井戸を掘削した孔を保護するために設置するパイプで通常鉄管を用いる。)、ストレーナー(採取を行う管の部分)か

ら成るのが一般的である。

(13) 第2項第7号の「その他規則で定める事項」は、次のとおり。

○熊本県地下水保全条例施行規則（平成2年熊本県規則第56号）

（許可申請書の様式等）

第13条の5

2 条例第25条の3第2項第7号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 井戸の内径及び深度、地下水の水位並びに井戸を掘削した年
- (2) 揚水機の種類及び最大吐出量
- (3) 揚水設備の使用の状況
- (4) 地下水の採取開始(予定)年月日

(14) 第3項の申請書に添付しなければならない書類については、規則で次のとおり規定している。

○熊本県地下水保全条例施行規則（平成2年熊本県規則第56号）

（許可申請書の様式等）

第13条の5

3 条例第25条の3第3項各号に掲げる添付書類は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 条例第25条の3第3項第1号の規則で定める揚水試験による地下水の水位の変化等の試験結果書には、次に掲げる揚水試験の結果を記載すること。
  - ア 段階揚水試験（揚水量を段階的に変化させ、各段階における地下水の水位を測定する試験をいう。）
  - イ 連続揚水試験（一定の水量で連続して揚水し、揚水を開始してからの経過時間に応じた地下水の水位を測定する試験をいう。）
  - ウ 回復試験（連続揚水試験終了後、揚水を停止してからの経過時間に応じた地下水の水位を測定する試験をいう。）
- (2) 前号の試験は、知事が別に定める方法により実施すること。
- (3) 条例第25条の3第3項第2号に規定する水量測定器の種類、位置、設置の時期等に関する書類は、水量測定器に関する書類（別記第9号様式）によること。
- (4) 条例第25条の3第3項第3号に規定する揚水設備の設置の位置を示す図面は、縮尺2万5千分の1以上の図面とすること。
- (5) 条例第25条の3第3項第4号に規定する地下水の利用に関する計画書は、別記第10号様式によること。
- (6) 条例第25条の3第3項第5号の規則で定める書類は、揚水設備の構造図その他知事が必要と認める書類とすること。

(15) 規則第13条の5第3項第2号の揚水試験について「知事が定める方法」は、告示で次のように定めている。

○熊本県告示第1095の5

熊本県地下水保全条例施行規則（平成2年熊本県規則第56号）第13条の5第3項第2号の規定により、揚水試験の方法を次のとおり定める。

平成24年10月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

#### 揚水試験の方法

- 1 段階揚水試験は、原則として限界揚水量（段階揚水試験開始後、地下水の水位が著しく低下し始める時点における揚水量をいう。）を把握するまで実施し、各段階における揚水量と地下水の水位の測定結果を記録する。
- 2 連続揚水試験は、原則として12時間以上実施し、揚水を開始してからの経過時間に応じた地下水の水位の測定結果を記録するとともに、試験実施時の地下水の水位の低下の状況を確認する。
- 3 回復試験は、原則として地下水の水位が連続揚水試験開始前の水位に回復するまで実施し、揚水を停止してからの経過時間に応じた地下水の水位の測定結果を記録するとともに、試験実施時の地下水の水位の回復の状況を確認する。

- (16) 第3項第1号の「揚水試験による地下水の水位の変化等の試験結果書」について、平成23年度改正前に設置された既存の許可対象井戸については、過去に実施した揚水試験の結果書が保存されていない場合等も考えられる。この場合、改めて揚水試験を行うよう求めることは地下水採取者にとってかなりの負担になることから、条例上は揚水試験結果書の提出義務は課さないこととする。（第26条の2第2項参照）
- (17) 第3項第2号の「水量測定器の種類、位置、設置の時期等に関する書類」の「等」は、平成23年度改正前に設置された既存の井戸等で揚水設備の構造上、直ちに水量測定器を設置することが困難な場合の対応方法などが考えられる。
- (18) 第4項「地下水の水質及び水量への影響に関する調査」については、吐出口の断面積が125平方センチメートル超という特に大規模な地下水採取を行うおうとする場合に、「周辺地域の地下水の水質、水位及び流向、湧水、地質の状況等を調査すること」を規則で定めている。許可申請の際には、申請書にこの影響調査書を添付させることで、審査時に周辺の地下水への影響の有無を確認することとしている。

なお、平成23年度改正前に設置された既存の許可対象井戸については、第3項第1号の揚水試験結果書と同様に、過去に実施した影響調査結果書が残されていない場合等も考えられる。この場合、改めて影響調査を行うよう求めることは地下水採取者にとってかなりの負担になることから、条例上は影響調査結果書の提出義務は課さないこととしている。（第26条の2第2項参照）

○熊本県地下水保全条例施行規則（平成2年熊本県規則第56号）

（許可申請書の様式等）

第13条の5

4 条例第25条の3第4項の規定による影響調査は、次に定めるところにより行うものとする。

（1） 周辺地域の地下水の水質、水位及び流向、湧水、地質の状況等を調査すること。

（2） 地下水の採取による周辺地域の地下水の水質、水位等への影響の程度及び範囲を予測すること。

（3） 前号の影響を回避又は低減するための措置を検討すること。

(19) 本条の許可を受けることなく地下水を採取した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられる。（第45条第2号）

#### 第25条の4（許可の基準）

第25条の4 知事は、前条第1項の許可の申請があったときは、その申請が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合を除き、同項の許可をしなければならない。

（1） 当該申請に係る地下水の採取が周辺の地域に地下水の水位の著しい低下、地下水の塩水化、地盤の沈下等の影響を与えるおそれがあると認めるとき。

（2） 当該申請に係る採取において地下水の流出防止策が講じられていないと認めるとき。

（3） 申請者が第3章の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者であるとき。

（4） 申請者が第31条の2第1項（第1号、第3号及び第4号に係る部分に限る。）の規定により前条第1項の許可を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者であるとき。

（5） 申請者が法人である場合において、その役員が前2号のいずれかに該当する者であるとき。

2 知事は、前条第1項の許可をしないときは、遅滞なく、その旨及びその理由を申請者に書面により通知しなければならない。

3 前条第1項の許可には、地下水の水量の保全上必要な条件を付し、及びこれを変更することができる。

4 知事は、前条第1項の許可をしようとする場合において、揚水設備の設置の場所、地下水の採取量、地下水の水位の状況等から必要があると認めるときは、あらかじめ、審議会及び関係市町村長の意見を聴かななければならない。

#### 【趣旨】

○ 本条は第25条の3第1項の規定による地下水採取の許可に関する基準を規

定したものである。同条において地下水の採取を知事の許可に係らしめたのは、無秩序な地下水採取等を抑止し地下水資源を保護しようとする趣旨によるものであり、その許否の判断も、当該採取が地下水資源に支障を及ぼすか否か等の公益性の観点から行うべきことを規定するものである。

#### 【説明】

- (1) 第1項第1号の「周辺の地域に地下水の水位の著しい低下・・・の影響を与えるおそれがある」の判断基準は次のように設定している。

- ① 地下水の採取量が、揚水試験における限界揚水量\*の8割を超えていること。  
※限界揚水量：連続揚水試験で、揚水量が増えるに従い水位も低下するが、ある揚水量を超えると水位が急激に低下するところがある。これを限界揚水量という。
- ② 許可申請の対象井戸について、12時間以上の連続揚水試験を行った結果、地下水位の安定が確認されないこと。
- ③ 回復試験を行った結果、地下水の水位が揚水試験前の水位まで回復しないこと。

注1) 付近の湧水地や周囲の井戸において、湧水の枯渇や井戸枯れ等の問題が発生する等、上記の審査基準のみで判断することが困難であると認められる場合には、周辺地下水位の状況確認を求める場合もある。

注2) 揚水機の吐出口の断面積が125平方センチメートルを超える場合は、周辺地下水位の状況等を調査し、地下水採取が周辺地下水に与える影響を予測し、影響を回避するための措置を検討する「影響調査」を実施することとしており、上記の審査基準に加えて、影響調査結果書の内容を踏まえて、許可の可否を判断することとなる。

- (2) 本条例は、地下水の採取を禁止することをねらいとするものではなく、将来とも安定的に利用できるような地下水採取のルールを定めるものである。地盤沈下防止を目的として地下水採取の許可制を採用している工業用水法、建築物用地下水の採取の規制に関する法律では、揚水設備の揚水機の吐出口の断面積（一定の大きさ以下）とストレーナーの位置（一定の深さ以上）の基準を定めているが、本条例における許可の基準はこのように揚水設備の構造基準を一律に定めることは必要ではない。地下水採取による地下水位への影響等が判断の重要な事項であり、地域や揚水設備の場所、地下水の採取量、地下水の深さ等によって様々な態様が考えられる。

したがって、本条例の許可の基準としては、揚水設備の構造基準を一律に定めるという方法ではなく、具体的な申請のケースごとにこれらの支障の有無を審査し、その支障のない適正な採取を行えるものについて許可する方法とすることが適当である。

- (3) 許可申請があった場合に、申請した揚水設備による地下水採取について、揚水試験結果、1日の採取量、採取の場所、採取する深度（ストレーナーの

位置) などにより、当該揚水設備によって地下水を採取することが、周辺の地域に地下水の水位の著しい低下、地下水の塩水化、地盤の沈下等の影響を与えるおそれがあると認める場合には原則として許可をしないこととする。

- (4) 地域指定の要件は、指定地域の場合は、地下水の水位の「異常な低下」、重点地域の場合は、地下水の水位が「特に低下」していることだが、許可基準では「著しい低下」としている。

地下水位の異常な低下など地下水の採取に伴う障害が生じ、又は生ずるおそれのある地域等を指定地域とし、指定地域の中で特に地下水位の低下している地域を重点地域とすること、及び揚水試験の結果により許可の可否を判断するにあたっては、採取する井戸の周辺の地域で、地下水採取による地下水位の低下の程度が甚だしいと推測されるかどうかによって判断されるものであることから、許可基準としては「地下水位の著しい低下」とするものである。

- (5) 第2号の「地下水の流出防止策」については、制水弁（管の中を通る水の流量を調節するための弁）の設置、自動制御装置の設置等によって、使わない地下水を流したままにしておくような設備構造になっていないことを確認するものである。

- (6) 第3号から第5号までの許可基準は、いわゆる欠格要件であり、温泉法第4条第4号から第6号までと類似の規定としている。

水量保全に係る本章の規定に違反して罰金以上の刑に処せられたり、虚偽申請や許可条件違反により許可を取り消されたりした悪質な者については、新たに揚水設備を設置して地下水を採取しようとしても2年間はこれを認めないこととするものである。

第3号では、「この条例の規定に違反し」と規定する例が一般的と考えられるが、敢えて「第3章の規定に違反し」としている。これは、水質保全の規定に違反したことをもって採取を禁止することは、土地所有者には、民法の土地所有権に基づき所有地における地下水利用権限があることを踏まえると、行き過ぎた規制になるおそれがあること、水質保全に関する規定に違反したときは、事業活動への規制等によって制裁を加えることができること、によるものである。

第4号は、許可取消をされて2年経過していない者を不許可とするものである。許可の取消事由は、第31条の2第1項で、①虚偽等不正の手段で許可を受けたこと、②許可の基準に適合しなくなったこと、③罰金以上の刑に処せられたこと、④許可の条件に違反したことの4項目を規定しているが、本号では、取消事由のうち特に悪質と考えられる、①虚偽等不正の手段で許可を受けたこと、③罰金以上の刑に処せられたこと及び④許可の条件に違反したことによる取消しの場合に限って適用することとしている。

第5号は、法人が許可申請者である場合であって、その法人の役員の中に、例えば、個人で揚水設備を設置して地下水を採取していたが、本条例の水量保全に関する規定に違反して罰金刑に処せられたり、虚偽申請等で許可を取

り消されたりして、それから2年を経過していない者がいる場合、そのような悪質な者が役員となっている法人には採取を認めないこととするものである。

なお、ここでの「役員」とは、取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者(会社法施行規則第2条第3項第3号)を指す。

(7) 第3項「水量の保全上必要な条件」の例については、以下のような事項などが考えられる。

①事業場内の許可井戸の1日当たりの平均採取量の合計量

事業場内に複数の許可井戸を保有する場合で、揚水試験の結果や地下水利用計画書、地下水合理化計画書、地下水涵養計画書等を踏まえ許可井戸の採取量の合計量に上限を設定することが望ましい場合等

②地下水採取量の測定法の指示、水温、水質、地下水位等の測定や報告

井戸の水質や周辺の状況(例えば湧水、海域等)、井戸の利用方法(例えば複数の井戸を同時に供用する場合や地下水熱を利用後地下に水を還元する場合等)等を踏まえ、地下水の採取量や水温、水質、水位等の測定について条件を付することが望ましい場合等

③周辺地域の地下水等への影響が考えられる場合の事後的調査や報告

許可を受けようとする井戸の周辺に重要な地下水等(例えば上水道水源、飲用井戸、重要な水源や湧水等)が所在し、井戸の揚水による地下水等への影響の有無を調査する必要があると認められる場合等

④地下水の合理化、涵養の取組みに関する事項

許可井戸の供用時の合理化(節水)や地下水涵養の取組みについて具体的な条件を設定することが望ましい場合等

(8) 第4項で、知事は許可を行おうとする場合、必要があると認めるときはあらかじめ「審議会及び関係市町村長」の意見を聴くこととしているが、ここでの「関係市町村長」は、揚水設備の設置の場所を管轄する市町村長のみならず、隣接する市町村長も含めて意見聴取の必要がある場合も想定している。

また、許可・不許可の判断をするに当たり、審議会の意見を聴取する「必要があると認めるとき」とは、許可基準に照らして、不許可に該当しそうな疑義があるものや判断が難しい案件、採取規模が特段大きく、地域への影響が大きいと考えられるような案件を想定している。

## 第26条（地下水採取の届出）

第26条 次に掲げる行為をしようとする者は、揚水設備又は自噴井戸ごとに、当該行為をしようとする日の30日前までに、知事に届け出なければならない。

- (1) 重点地域において揚水機の吐出口の断面積が6平方センチメートルを超える揚水設備又は吐出口の断面積が19平方センチメートルを超える自噴井戸により地下水を採取すること（第25条の3第1項第1号に掲げる行為を除く。）。
- (2) 重点地域以外の指定地域において揚水機の吐出口の断面積が6平方センチメートルを超える揚水設備により地下水を採取すること（第25条の3第1項第2号に掲げる行為を除く。）。
- (3) 指定地域を除く地域において揚水機の吐出口の断面積が50平方センチメートルを超える揚水設備により地下水を採取すること（第25条の3第1項第2号に掲げる行為を除く。）。

2 前項の規定により届出をしようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項（自噴井戸に係る届出にあつては第4号に掲げる事項を除く。）を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 揚水設備又は自噴井戸の設置の場所
- (3) 揚水機又は自噴井戸のストレーナーの位置及び揚水機又は自噴井戸の吐出口の断面積
- (4) 原動機の出カ
- (5) 採取する地下水の用途
- (6) 地下水の採取量
- (7) その他規則で定める事項

3 前項の届出書には、規則で定めるところにより、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 揚水設備又は自噴井戸の設置の場所を示す図面
- (2) その他規則で定める書類

### 【趣旨】

- 指定地域内の揚水設備による地下水採取者、指定地域以外の大口の揚水設備による地下水採取者及び重点地域内の自噴井戸による地下水採取者の届出義務について規定したものである。

### 【説明】

- (1) 平成23年度改正で、第1項の届出の期限を採取の7日前までから30日前までに早めることとした。  
これは、現行の7日前まででは、届出を受けて、地下水の合理的な使用等について助言・指導を行うための期間として十分ではないことから、そのための期間を確保し、届出制の実効性を高めるためである。



(2) また、重点地域においては、平成23年度改正で新たに「自噴井戸」を届出対象に加えることとした。

自噴井戸の性質として、湧水量が季節により変化し、その量の把握が困難であったことから、平成23年度改正前は、県条例では自噴井戸を届出の対象外としていた。

しかし、地下水位が長期的に低下している熊本地域においては、水循環の一部である自噴井戸についても採取状況を把握し、流出の抑制など必要な助言・指導を行う必要があることから、届出対象としたものである。

(3) 自噴井戸の届出対象を、「吐出口の断面積が19平方センチメートルを超える自噴井戸」としたのは、熊本市及び西原村が条例で吐出口の断面積が19平方センチメートルを超える自噴井戸に対して届出義務を課していることを踏まえたものである。

(4) 第2項の「規則で定めるところにより」、同項第7号の「その他規則で定める事項」及び第3項の届出書の添付書類については、次のとおりである。

○熊本県地下水保全条例施行規則（平成2年熊本県規則第56号）

（届出書の様式等）

第14条 条例第26条第2項の規定により知事に提出する届出書は、地下水採取（変更・廃止）届出書（別記第11号様式）（自噴井戸に係る届出にあつては地下水採取届出書（自噴井戸）（別記第12号様式））によるものとする。

2 条例第26条第2項第7号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 井戸の内径及び深度、地下水の水位並びに井戸を掘削した年

(2) 揚水機の種類（自噴井戸に係る届出を除く。）

(3) 最大吐出量（自噴井戸に係る届出にあつては吐出量）

(4) 揚水設備又は自噴井戸の使用の状況地下水の採取開始（予定）年月日

3 条例第26条第3項各号に掲げる添付書類は、次に定めるところによるものとする。

(1) 条例第26条第3項第1号に規定する揚水設備又は自噴井戸の設置の場所を示す図面は、縮尺2万5千分の1以上の図面とすること。

(2) 条例第26条第3項第2号の規則で定める書類は、揚水設備の構造図（自噴井戸に係る届出にあつては当該自噴井戸の構造図）並びに節水及び水利用に関する計画書とすること。

(5) 本条に違反して届出をしない者又は虚偽の届出をした者は、3万円以下の罰金に処せられる。（第49条第1号）

## 第26条の2（経過措置）

第26条の2 重点地域の指定の際現に前条第1項第2号又は第3号の規定により知事に届け出て当該地域内において揚水機の吐出口の断面積が19平方センチメートルを超える揚水設備により地下水を採取している者は、当該地域が重点地域として指定された日から起算して3年間は、第25条の3第1項の許可を受けずに、引き続き当該揚水設備により地下水を採取することができる。

2 前項に規定する者が前項に規定する期間内に第25条の3第1項の許可の申請をするときは、申請書に同条第3項第1号に掲げる書類を添付すること及び影響調査を行うことを要しない。

### 【趣旨】

○ 本条は、重点地域が指定されたとき、現にその地域内で地下水を採取している者についての経過措置を定めるものである。

重点地域においては、既に地下水位の長期的な低下傾向が認められることから、現に地下水を採取している者で、許可対象要件に該当する規模の揚水設備で地下水を採取しているものについても、重点地域の指定から3年間に限り許可を受けずに地下水を採取することができることとし、それ以降も地下水を採取しようとする場合は、知事の許可を受けることを要することとするものである。

### 【説明】

(1) 第1項は、経過措置期間の3年間（平成24年（2012年）10月1日付けで指定した重点地域の場合は平成27年（2015年）9月31日）が経過した後も引き続き地下水を採取するためには、それまでの間に第25条の3の規定に基づく知事の許可を受けることを要することとするものである。

3年間が経過するまでの間に許可を受けることなく、引き続き地下水を採取する者は、無許可採取者として1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられる。（第45条第2号）。

(2) 第2項は、平成23年度改正前に設置された既存の許可対象井戸については、過去に実施した第25条の3第3項第1号の揚水試験の結果書や、同条第4項の影響調査の結果書が保存されていない場合が考えられ、これらの場合、改めて揚水試験や影響調査を行うよう求めることは地下水採取者にとってかなりの負担になることから、条例上、揚水試験結果書及び影響調査結果書の提出義務は課さないこととしたものである。

(3) 経過措置の期間を3年とするのは、平成23年度改正で、許可対象者を揚水機の吐出口の断面積19平方センチメートル超としたことに伴い、許可対象者はそれまでの届出者の半数、約700者にのぼり、これらの採取者にとっては、中小企業、個人経営等も多く含まれることから、許可制導入に伴う社会的影響も考え、相当の期間を経過措置期間として設定することが必要と考えたものである。

## 第27条

第27条 重点地域の指定の際現に当該地域内において吐出口の断面積が19平方センチメートルを超える自噴井戸により地下水を採取している者は、当該地域が重点地域として指定された日から起算して60日以内に、規則で定めるところにより、第26条第2項各号に掲げる事項（同項第4号に掲げる事項を除く。）を知事に届け出なければならない。

2 指定地域の指定の際現に当該地域内において揚水機の吐出口の断面積が6平方センチメートルを超える揚水設備により地下水を採取している者は、当該地域が指定地域として指定された日から起算して60日以内に、規則で定めるところにより、第26条第2項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。ただし、既に同条第1項の規定による届出をしている者は、この限りでない。

3 第26条第3項の規定は、前2項の規定による届出について準用する。

### 【趣旨】

- 本条は、重点地域又は指定地域が新たに指定されたとき、これらの地域内で現に届出対象となる地下水採取を行っている者に係る経過措置に関する規定である。

### 【説明】

- (1) 第1項は、平成23年度改正で追加した規定である。重点地域が指定されたとき、その地域内で既に19平方センチメートル超の自噴井戸で地下水を採取している者について、地域指定の日から60日（平成24年(2012年)10月1日付けで指定した重点地域の場合は平成24年(2012年)11月29日）以内に届出を要することとするものである。
  - (2) 「(同項第4号に掲げる事項を除く。)」は、第26条第2項第4号が、「揚水設備のストレーナーの位置及び原動機の出力」であり、自噴井戸と関係のない事項であるため、届出事項から除外するものである。
- (3) 第2項は、指定地域が指定されたとき、その地域内で既に6平方センチメートル超の揚水設備で地下水を採取している者について、地域指定の日から60日以内に届出を要することとするものである。

「ただし、既に同条第1項の規定による届出をしている者は、この限りでない。」は、地域指定が何もなされていない地域で、吐出口の断面積が50平方センチメートルを超える揚水設備による地下水採取者が届出を行っている場合、その揚水設備が所在する地域が指定地域に指定されたときは、当該採取者は改めて届出を行う必要はないことを確認的に規定したものである。
- (4) 第1項及び第2項の「規則で定めるところにより」は、次のとおり。

○熊本県地下水保全条例施行規則（平成2年熊本県規則第56号）

第14条の2 条例第27条第1項又は第2項の規定による届出は、地下水採取（変更・廃止）届出書（別記第11号様式）（自噴井戸に係る届出にあっては地下水採取届出書（自噴井戸）（別記第12号様式））により行うものとする。

- (5) 本条に違反して届出をしない者又は虚偽の届出をした者は、3万円以下の罰金に処せられる。（第49条第1号）

## 第27条の2（氏名の変更等の手続）

第27条の2 第25条の3第1項の許可を受けた者は、同条第2項第1号及び第3号から第7号までに掲げる事項を変更しようとするときは、知事の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更をしようとする場合は、この限りでない。

2 第25条の4の規定は、前項の許可について準用する。

3 第25条の3第1項の許可を受けた者は、第1項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたとき、又は当該許可に係る揚水設備により地下水を採取することを廃止したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

4 第1項の規定による許可の申請又は前項の規定による届出には、規則で定める書類を添付しなければならない。

### 【趣旨】

○ 本条は、地下水採取の許可を受けた者が、許可事項を変更しようとするときの手続きを定めるものである。

基本的には許可を受けた事項を変更するときは、その変更事項についてあらかじめ知事の許可を受ける必要がある。

ただし、変更する事項が軽微な場合及び地下水の採取を廃止するときは、届出をすればよいこととするものである。

### 【説明】

(1) 第1項で変更許可を受けべき事項からは、第25条の3第2項第2号「揚水設備の設置の場所」を除いている。これは、揚水設備の設置場所の変更は、新たに井戸を掘削して地下水を採取することを意味し、新規の許可申請として取り扱うことが適当と考えることによるものである。

(2) 第1項ただし書の「規則で定める軽微な変更」については、規則で次のように定めている。

○熊本県地下水保全条例施行規則（平成2年熊本県規則第56号）

（氏名の変更等の手続）

第14条の3 条例第27条の2第1項の規定による許可の申請は、地下水採取変更許可申請書（別記第13号様式）により行うものとする。

2 条例第27条の2第1項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるとおりとする。

(1) 住所又は法人の代表者の氏名の変更（地下水の利用に関する計画書の変更を伴

わない場合に限る。)

(2) 揚水設備の使用の状況の変更(許可を受けた地下水採取量を超えない場合に限る。)

(3) その他知事が認める軽微な変更

(3) 第3項の「規則で定めるところにより」については、規則で、軽微な変更や採取の廃止の届出を行う場合の届出書の様式を定めている。

(4) 第4項の「規則で定める書類」は、条例第25条の3第3項に定める許可申請の添付書類のうち、変更しようとする事項に関する書類(例えば、「地下水の利用に関する計画書」など)を指す。

## 第28条

**第28条** 第26条第1項又は第27条第1項若しくは第2項の規定により届出を行った者は、その届出に係る第26条第2項第1号及び第3号から第7号(自噴井戸にあっては第4号を除く。)までに掲げる事項を変更しようとするとき、又は当該届出に係る揚水設備若しくは自噴井戸により地下水を採取することを廃止したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出のうち、第26条第2項第3号及び第7号に掲げる事項の変更に係る届出には、規則で定める書類を添付しなければならない。

### 【趣旨】

○ 本条は、地下水採取の届出を行った者が、届出事項を変更しようとするとき、又は届出をした井戸を廃止するときの手続きを定めるものである。

### 【説明】

(1) 第1項で変更届を行うべき事項から、第26条第2項第2号「揚水設備又は自噴井戸の設置の場所」を除いている。これは、第27条の2第1項と同様、揚水設備の設置場所の変更は、新たに井戸を掘削して地下水を採取することを意味し、新規に届出を行うべき採取として取り扱うことが適当と考えることによるものである。

(2) 第2項は、「揚水設備又は自噴井戸のストレーナーの位置、揚水機又は自噴井戸の吐出口の断面積」(条例第26条第2項第3号)、「井戸の内径、深度、地下水の水位、井戸を掘削した年」等「規則で定める事項」(条例第26条第2項第7号、規則第14条第2項)である。

(3) 第1項の「規則で定めるところにより」及び第2項の変更届出に添付する「規則で定める書類」は、次のとおり。

○熊本県地下水保全条例施行規則（平成2年熊本県規則第56号）

第14条の4 条例第28条第1項の規定による届出は、地下水採取(変更・廃止)届出書(別記第11号様式)（自噴井戸に係る届出にあつては地下水採取変更届出書（自噴井戸）(別記第15号様式)又は地下水採取廃止届出書（自噴井戸）(別記第16号様式)）により行うものとする。

2 条例第28条第2項の規則で定める書類は、揚水設備の構造図（自噴井戸に係る届出にあつては当該自噴井戸の構造図）とする。

## 第28条の2（承継）

第28条の2 第25条の3第1項の許可を受けた者又は第26条第1項若しくは第27条第1項若しくは第2項の規定により届出を行った者（以下「特定採取者」という。）について相続、合併又は分割（許可若しくは届出に係る揚水設備又は届出に係る自噴井戸を承継させるものに限る。）があつたときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該揚水設備若しくは自噴井戸を承継した法人は、特定採取者の地位を承継する。

2 前項の規定により特定採取者の地位を承継した者は、その承継があつた日から起算して30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

### 【趣旨】

○ 本条は、許可を受けた者又は届出を行った者（特定採取者）に相続や合併等の事由が生じたときの特定採取者の地位の承継について定めるものである。

### 【説明】

- (1) 「承継」については、平成23年度改正までは、第2章の水質保全関係には規定があつた（第15条）が、第3章の水量保全関係では規定していなかつた。このため、実務上は、相続、合併等がなされたときは、変更届を提出する取扱いとしてきた。しかし、第15条と同様に相続や合併等の場合は、届出事項の変更ではなく、採取者の地位を承継する取扱いとすることが適当であることから、平成23年度改正で規定を追加することとしたもの。
- (2) 許可を受けた者や届出を行った者に相続や合併等があつたとき、相続人、合併後存続する法人等が許可を受けた者又は届出を行った者の地位を承継し、承継した者は、承継のあつた日から30日以内に第2項の「規則で定めるところ」の承継届出書に必要事項を記載のうえ知事に提出しなければならない。
- (3) 本条の承継は、いわゆる一般承継を対象とし、これに該当しない例えば事業譲渡等により揚水設備を譲り受けた場合は、当然に特定採取者の地位を承継するものと解することはできない。この時は、新たに採取の許可申請又は届出を行うことが必要となる。

## 第29条（地下水の採取量の報告）

第29条 特定採取者は、規則で定めるところにより、揚水設備又は自噴井戸ごとに当該揚水設備又は自噴井戸ごとに当該揚水設備又は自負井戸により採取した地下水の採取量を測定し、毎年1回その結果を知事に報告しなければならない。

2 知事は、規則で定めるところにより、前項の報告の概要を公表するものとする。

### 【趣旨】

- 本条は、許可を受けた者又は届出を行った者に、地下水の採取量の測定と知事への報告を義務付け、地下水採取の実態の把握と条例の適正な施行の確保を図ろうとするものである。

### 【説明】

- (1) 第1項の「規則で定めるところ」による報告は、毎年度の採取量について、翌年の4月末日までに地下水採取量報告書によって行うこととしている。
- (2) 第2項の「報告の概要」の公表は、県民の地下水保全への関心の高まりに対応するため、県民への情報提供として地下水採取の概要を公表するもの。公表する事項と公表の方法は、規則で次のとおり定めている。

○熊本県地下水保全条例施行規則（平成2年熊本県規則第56号）

（地下水の採取量の報告）

第15条 条例第29条第1項の規定による報告は、前年度の地下水の採取量について、毎年4月末日までに、地下水採取量報告書（別記第18号様式）により行うものとする。

2 条例第29条第2項の規定による公表は、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他知事が適当と認める方法により行うものとする。

- (1) 地下水の用途
- (2) 地下水の採取量
- (3) その他知事が必要と認める事項

### 第30条（水量測定器の設置等）

第30条 揚水機の吐出口の断面積が50平方センチメートルを超える揚水設備（第25条の3第1項第1号の規定により知事の許可を要する場合にあっては、揚水機の吐出口の断面積が19平方センチメートルを超える揚水設備）により地下水を採取する者は、地下水の採取量を正確に把握するため、水量測定器を設置しなければならない。

- 2 特定採取者（前項に規定する者を除く。）は、地下水の採取量を正確に把握するため、水量測定器の設置に努めるものとする。
- 3 知事は、第1項に規定する者が、正当な理由なく水量測定器を設置しないときは、その者に対し、期限を定めて、水量測定器を設置するよう勧告することができる。
- 4 知事は、前項の勧告に従わない者があるときは、その者に対し、水量測定器の設置を命ずることができる。

#### 【趣旨】

- 本条例では、届出等を行った地下水採取者は、年間の地下水採取量を毎年1回知事に報告することとしているが、地下水の水量の保全を図るためには、地下水採取者が採取量を正確に把握することが必要である。そのためには水量測定器の設置を促進する必要がある。本条では、一定規模を超える揚水設備による地下水採取者に設置義務を課すとともに、それ以下の規模の者についても設置の努力義務を課すこととしたもの。
- 平成23年度改正までは、設置義務者は具体的には規則で定めることとし、規則で全県域にわたり「揚水機の吐出口の断面積が50平方センチメートルを超える揚水設備により地下水を採取しようとする者」と定めていた。しかし、設置義務を課す対象者は条例で明らかにすることが望ましいとの考えから、平成23年度改正で、対象者を条例で定めることとし、また、許可制の導入に合わせて設置義務者を拡大することとした。

#### 【説明】

- (1) 平成23年度改正では、地下水を「公共水」と位置づけ、採取量に応じた地下水涵養対策を求めるなど地下水保全対策を強化することとしている。そのためには、水量測定器の設置を促進し、採取量を正確に把握することが必要不可欠である。

重点地域では、揚水機の吐出口の断面積が19平方センチメートルを超える揚水設備により地下水を採取しようとする者を許可対象者（採取した地下水を田畑等のかんがい用に供する者を除く。）とし、採取量に応じたかん養対策を求めることから、重点地域内の水量測定器の設置義務者を揚水機の吐出口の断面積が19平方センチメートルを超える許可対象者に拡大することとした。
- (2) 第2項は、許可対象者以外の届出者についても、地下水の水量の保



全上、地下水の採取量を正確に把握することは重要であることから、水量測定器の設置の努力義務を課すもの。

- (3) 第3項及び第4項は、水量測定器設置義務に反して設置しない者に対する措置を定めるものである。

第3項は、設置義務があるにもかかわらず正当な理由なく設置しない者に対して、設置の勧告を行うことができるとするものである。

本項の「正当な理由」としては、井戸の構造上の制約によって直ちに設置することが困難である場合や、揚水設備の更新と併せて設置する計画を有している場合などが考えられる。

- (4) 第3項の設置の勧告に従わない者に対しては、第4項の規定により設置命令を出すことができることとした。さらに、この命令に違反した者は50万円以下の罰金に処せられる(第47条の2)。

なお、第4項の条文上は、第3項の勧告のように「期限を定めて」設置を命じることとなっていないが、第4項の命令についても運用上は「期限を定めて」命令を発する必要がある。

### 第30条の2 (地下水に代わる水源の確保)

第30条の2 知事は、地下水の水量の保全を図るため、地下水に代えて他の水源を確保することが困難でないとき、地下水を採取する者又は採取しようとする者に対し、地下水に代えて他の水源を確保するよう要請することができる。

2 前項の規定による知事の要請を受けた者は、地下水に代えて他の水源を確保するよう努めるものとする。

#### 【趣旨】

- 地下水の持つ水質、水温等の特性に着目し、必ずしも水源が地下水でなくてもよい場合であって、地下水に代わる水源(代替水源)を比較的容易に使用することができる場合には、知事は、代替水源を確保するよう要請することができることとし、要請を受けた者は代替水源を確保するよう努めることとするもの。

#### 【説明】

- (1) 「要請」は、必要だとして、特定の行為を強く願い求めることであり、一般的な行政指導である「助言・指導」とは異なる。

特段の制約要素もなく地下水以外の水源が使える状態にある者については、県民共有の貴重な資源である地下水を使わずとも、代わりの水源を使うことが水量保全の観点からは望ましいことから、「要請」を行うことができることとする。

要請に従わず、地下水を採取した結果、水位の著しい低下等があれば第31条の規定に基づく勧告を行うことができることから、要請し、これに応じるよう努めるという規定とするもの。

- (2) 第1項の「他の水源を確保することが困難でない」とは、①事業活動で使用する水の条件が、水温、水量、水質の面で、必ずしも地下水でなければならないものではない場合であって、しかも、②周辺に利用可能な「他の水源」がある場合が考えられる。
- (3) 「他の水源」とは、工業用水や表流水等を指す。
- なお、工業用水整備地区内であっても用水の余剰量がない場合や配管工事等に膨大な時間や費用を要し、用水の供給が困難である場合や、比較的河川に近い場所であっても取水について関係者からの同意が得られない又は膨大な時間を要する等、水利権の取得が事実上困難な場合等においては、これらの水源の確保について要請することは適切ではない。
- また、水道用水については、地域住民の生活用水の確保が優先されるため、建築物や工業等の用途として確保を要請する「他の水源」には原則として含まないものと解す。
- (4) 本条は現に採取している者に限らず、これから採取しようとする者に対しても要請することができる。水量保全に支障が生じる事態を未然に防ぐねらいがある。

### 第31条（勧告等）

第31条 知事は、地下水の水量の保全のため特に必要があると認めるときは、特定採取者に対し、その判断の根拠を示して、期限を定めて、地下水の採取及びその使用に関し必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2 知事は、正当な理由がなく前項の規定による勧告に従わない者があるときは、その者の氏名又は名称及び勧告の内容を公表することができる。

3 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者にあらかじめその旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、意見の聴取を行わなければならない。

#### 【趣旨】

- 地下水採取の届出をして、又は許可を受けて地下水を採取している者に対して、知事は、水量保全上必要があるときは必要な措置を勧告することができることとするもの。

#### 【説明】

- (1) 第1項の「地下水量の保全のため特に必要があると認めるとき」は、地下水採取に伴う障害（地下水の水位の異常な低下、塩水化、地盤沈下等）の発生のほか、地下水位の低下が懸念される場合、採取の目的からみても不必要に多量の地下水を採取している場合等をいう。
- (2) 第1項の「期限を定めて」について、第31条の2第2項及び第31条の3の措置命令等に関する規定では、「期間又は期限を定めて」としているが、本条は、採取停止や採取量抑制といった措置ではなく、「採取及びその使用に

関し必要な措置」を講ずることを内容としているため、例えば、いつまでに揚水設備の構造を改善するよう勧告するというように、期限を定める事由を想定しているため、「期限を定めて」としている。

- (3) 第2項の氏名等の公表は行政処分ではないが、採取者にとって不利益な行為であるため、第3項で所要の手続きを規定している。

なお、本条の勧告及び公表については環境審議会の意見を聴取することは要しない。

### 第31条の2（許可の取消し等）

第31条の2 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、第25条の3第1項又は第27条の2第1項の許可を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により第25条の3第1項又は第27条の2第1項の許可を受けたとき。

(2) 第25条の3第1項又は第27条の2第1項の許可に係る採取が第25条の4第1項第1号又は第2号のいずれかに該当するに至ったとき。

(3) 第25条の3第1項又は第27条の2第1項の許可を受けた者が、第25条の4第1項第3号又は第5号のいずれかに該当するに至ったとき。

(4) 第25条の3第1項又は第27条の2第1項の許可を受けた者が、第25条の4第3項の規定により付された許可の条件に違反したとき。

2 知事は、前項第2号又は第4号に該当するときは、当該許可を受けた者に対し、期間又は期限を定めて、地下水の採取の停止、地下水の採取量の制限その他地下水の水量の保全上必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 知事は、第1項の規定による許可の取消し又は前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

#### 【趣旨】

- 本条は、地下水採取の許可を受けた者に対する監督処分の規定である。許可を受けた者が一定の規制基準や許可の条件を守らないような場合に、その違反状態を是正する必要がある。本条は、そのために必要な措置命令や、許可の効力を存続させておくことがもはや認められないという場合の当該許可の取消しに関する規定である。

#### 【説明】

(1) 第1項第2号の「第25条の4第1項第1号又は第2号のいずれかに該当するに至ったとき」は、許可後に、①許可を受けた揚水設備による地下水採取が、周辺の地下水位への著しい影響等を及ぼす恐れがあると認められるに至ったとき、②許可を受けた揚水設備による地下水採取において、地下水の流出防止策が講じられていないと認められるに至ったとき、である。

(2) 第1項第3号の「第25条の4第1項第3号又は第5号のいずれかに該当

するに至ったとき」は、①地下水採取の許可を受けた者が、本条例の水量保全の規定に違反して罰金以上の刑に処せられたとき、②許可を受けた法人の役員が個人で揚水設備を設置していて、当該揚水設備による採取が本条例の水量保全に関する規定に違反して罰金以上の刑に処せられたとき、③許可を受けた法人の役員が個人で揚水設備を設置していて、虚偽申請、罰則適用、許可条件違反で当該役員が設置している揚水設備の許可を取り消されたときである。

①の場合は当該許可を受けた地下水採取者が、②及び③の場合は当該役員のある法人が、許可を取り消されることになる。

- (3) 事業者等が複数の許可対象の揚水設備で地下水を採取している場合、そのうちの一つの揚水設備に関して本条の許可取消事由に該当するに至ったとき、許可を取り消される範囲については次のように考える。

第1号の、虚偽等不正の手段で許可を受けたことによって許可を取り消す場合は、許可が揚水設備毎に行われるものであることから、虚偽等不正の手段で許可を受けた揚水設備に対する許可が取り消され、その他の揚水設備に対する許可までは取り消されない。

第2号の、許可を受けた後に、周辺の地下水の水位が著しく低下するような影響を与える採取を行ったことによって、又は、地下水の流出防止策を講じなくなったことによって許可を取り消す場合も、許可が揚水設備毎に行われるものであることから、これらの許可基準に抵触することとなった揚水設備に対する許可が取り消され、その他の揚水設備については適正な地下水採取を行っている限り、これに対する許可までは取り消されない。

第3号の、許可を受けた者が、第25条の4第1項第3号に該当するに至ったとき、すなわち、本条例の水量保全に関する規定に違反して罰金以上の刑に処せられたときは、当該許可を受けた者が有するすべての揚水設備の許可が取り消される。第25条の4第1項第3号の許可の基準は、同条同項第1号及び第2号の許可の基準とは異なり、地下水の採取行為によるものではなく、申請者自身の悪質性に着目した基準であり、そのような悪質な者には地下水採取を一切認めない趣旨と解することが適当と考えるからである。

第3号の、許可を受けた者が、第25条の4第1項第5号に該当するに至ったとき、すなわち、申請者が法人である場合で、その法人の役員が所有する揚水設備で地下水を採取している場合に、当該役員が本条例の地下水の水量保全の規定に違反して罰金以上の刑に処せられたとき、又は当該役員が虚偽等不正の手段で許可を受けたこと、罰金以上の刑に処せられたこと、若しくは許可条件に違反したことで、当該役員が地下水採取の許可を取り消されたときは、当該法人が有するすべての揚水設備の許可が取り消される。

第4号の、許可条件に違反したことによって許可を取り消す場合は、許可が揚水設備毎に行われるものであることから、許可条件に違反して地下水を採取した揚水設備に対する許可が取り消され、その他の揚水設備に対する許可までは取り消されない。

- (4) 第2項の「前項第2号又は第4号に該当するとき」は、許可基準に適合しなくなったとき、又は許可条件に違反したときである。  
この2つの事由は、第1項の取消事由であると同時に第2項の措置命令を発する事由でもあり、許可の取消と措置命令とは選択的な関係にある。しかし、一旦、許可を与えた以上は、その内容が実現されることが許可の本旨に添うものであることから、必要な措置を命ずることによって不許可事由の発生（周辺地下水位の低下等）が防止できる、あるいは許可条件が遵守されることは、許可取消によらず、措置命令によるべきである。
- (5) 第2項の「期間又は期限を定めて」については、「いつからいつまでの間、採取停止を命ずる」などの地下水の採取停止命令や採取量制限命令では「期間」を定めて命令を発する必要がある。一方、「いつまでにストレーナーの位置を〇メートル以上の深さに変更することを命ずる」などの揚水設備の構造変更命令では「期限」を定めて命令を発する必要がある。
- (6) 第2項の「その他地下水の水量の保全上必要な措置」とは、ストレーナーの位置（深さ）の変更等揚水設備の構造、使用方法の改善や、使用の目的の変更を命ずることなどが考えられる。
- (7) 許可の取消も措置命令もともに熊本県行政手続条例（平成7年熊本県条例第53号）第2条に規定する不利益処分に該当することから、これらの処分を行うに当たっては、同条例第13条の規定に基づき聴聞の手続きを経るとともに、第14条の規定により不利益処分の理由を示す必要がある。また、慎重を期すため、第3項で、環境審議会の意見を聴取することを義務づけている。

○熊本県行政手続条例（平成7年熊本県条例第53号）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）～（4） 略

（5） 不利益処分 行政庁が、条例等に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。（以下略）

（不利益処分をしようとする場合の手続）

第13条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

（1） 次のいずれかに該当するとき

ア 許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき。

イ アに規定するもののほか、名あて人の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合であつて行政庁が相当と認めるとき。

（2） 前号アからウまでのいずれにも該当しないとき 弁明の機会の付与

（第2項 略）

（不利益処分の理由の提示）

第14条 行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

（第2項及び第3項 略）

（8） 第2項の命令に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられる。（第45条第1号）

### 第31条の3（緊急時の措置）

第31条の3 知事は、地下水の採取に伴う障害の発生により地下水の水量の保全を図るため緊急の必要があると認めるときは、当該障害の発生に影響を及ぼすと認められる区域において地下水を採取する者の全部又は一部に対し、期間又は期限を定めて、地下水の採取の停止、地下水の採取量の制限その他地下水の水量の保全上必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

2 知事は、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かななければならない。

#### 【趣旨】

○ 本条は、通常予期し得ない非常事態が発生したときの緊急措置命令の規定である。

## 【説明】

- (1) 第1項の「緊急の必要があると認めるとき」は、地下水位の異常な低下、地下水の塩水化、地盤の沈下等の地下水障害が発生し、直ちに対策を講じなければ地下水量の保全に支障が生じるような緊急事態を指す。
- (2) 採取量の制限や採取停止を命じるときは、期間を定める必要があり、一定の措置を講ずる命令を発するとき、期限を定める必要があることは、第31条の2第2項の措置命令と同様である。  
本条の緊急時の措置命令の内容としては、採取量の抑制命令か採取の一時停止命令が考えられる。「その他地下水の水量の保全上必要な措置」については、本条ではあまり想定はされないが、揚水設備の構造、使用方法の改善や使用目的の変更命令なども措置の内容として含めている。
- (3) 本条の命令も行政処分であり、処分を行うに当たっては、熊本県行政手続条例に基づき聴聞の手続きを経る必要がある。また、慎重を期すため、第2項で、環境審議会の意見を聴取することを義務づけている。
- (4) 第1項の命令に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられる。(第45条第1号)

## 第32条（適用除外）

（適用除外）

第32条 この節の規定は、工業用水法（昭和31年法律第146号）又は建築物用地下水の採取の規制に関する法律（昭和37年法律第100号）の規定の適用がある場合の地下水の採取については、適用しない。

## 【趣旨】

- 本条例は、工業用水法や建築物用地下水の採取の規制に関する法律のように特定の用水を対象としたものではなく、全ての地下水の採取を対象としている。
- 工業用水法等は、地域を指定して適用されているが、本県にはこれらの法に基づく指定地域がなく、法の適用がないため、全県下に本条例を適用する。  
将来、法による地域指定が行われ、規制される場合、その指定地域内で法の対象となる地下水の採取のみが条例の適用から外れることになる。

### 第3節 地下水の合理的な使用（第32条の2～第32条の6）

#### 第32条の2（地下水使用合理化指針）

第32条の2 知事は、地下水の合理的な使用の促進に関する指針（以下「地下水使用合理化指針」という。）を定めるものとする。

2 地下水使用合理化指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 地下水の合理的な使用の促進の基本的方向
- (2) 地下水の合理的な使用の促進のための措置に関する事項
- (3) その他地下水の合理的な使用の促進に関する重要事項

3 知事は、地下水使用合理化指針を定め、又はこれを改定しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かななければならない。

4 知事は、地下水使用合理化指針を定め、又はこれを改定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

#### 【趣旨】

- 地下水の水量保全の対策としては、地下水の使用量を抑制するため節水、水の循環使用等により地下水の合理的な使用を促進することと、地下水の涵養量を増大するため地下水涵養対策を促進することが考えられる。平成23年度改正で、第3章に、前者の地下水の合理的な使用の促進について節を新たに設け、対策を強化することとした。
- 本条は、地下水の水量の保全を図る手段としての地下水の合理的な使用を促進するため、知事が定める「地下水の合理的な使用の促進に関する指針（地下水使用合理化指針）」について定めるものである。

#### 【説明】

(1) 第1項の「地下水の合理的な使用」については、第2条の定義規定を参照。

(2) 「地下水の合理的な使用の促進に関する指針（地下水使用合理化指針）」とは

市街地の進展や宅地造成等による涵養域（水田、畑地等）の減少から地下水涵養量が減少し、このことが地下水位の長期的な低下傾向に影響していると考えられるが、地下水を将来にわたり守り継ぐためには、地下水涵養量を増加させるとともに、地下水の合理的な使用による地下水採取量の抑制をより一層促進していく必要がある。特に、本条例において規制の対象となっている、一定規模以上の地下水採取者による地下水の合理的な使用の取組みを促進していくことが重要であり、地下水の合理的な使用を総合的かつ計画的に促進するため、知事が必要な事項を指針として定めることとしたものである。

(3) 「地下水使用合理化指針」に定める事項

本指針は、地下水の合理的な使用を総合的かつ計画的に促進するために必要となる事項を定めるが、具体的に、次のような内容を定めている。

#### ①地下水の合理的な使用の促進の基本的な考え方

- ・地下水を利用する者全てが、地下水は「公共水」との認識に立ち、未然防止の観点から、連携・協働して、それぞれの地下水の使用形態の特性に応じて、必要な



地下水の合理的な使用に係る措置を主体的かつ計画的に講じる必要がある。

②許可採取者による地下水の合理的な使用の実施に関する基本的方向

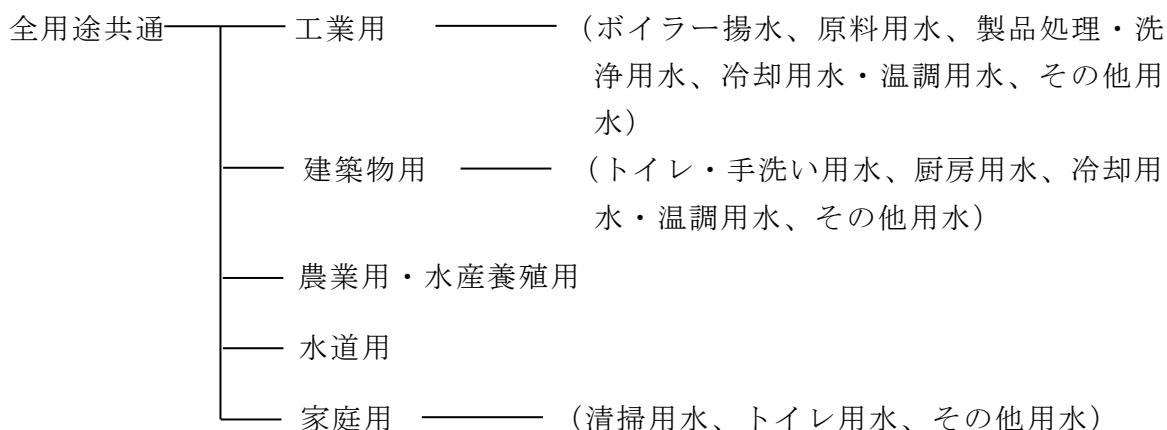
- ・地下水採取者は、事業に必要となる適正な地下水量を算出するとともに、採取量を正確に把握し、不必要な地下水採取の抑制に取り組むこと。
- ・最適な地下水の合理的な使用の方策を選択し、取り組むこと。
- ・地下水の合理的な使用のための設備投資等に係る計画を踏まえ、中長期的な視点に立ち計画的に取り組むよう努めること。

③許可採取者による地下水の合理的な使用の実施に関する目標

- ・許可採取者の中には、地下水の循環使用、再生水の使用等により、既に地下水の合理的な使用に取り組んでいる者もあり、許可採取者に一律の削減目標を定めることは適当ではない。
- ・このため、許可採取者は、各自地下水の合理的な使用に関する目標を設定したうえで、地下水使用合理化計画を作成し、これを着実に実行するものとする。

④許可採取者による地下水の合理的な使用の促進のための措置に関する事項(地下水の合理的な使用の方策)

- ・地下水採取者が行う地下水の合理的な使用の主な方策を、次の用途別に提示。



⑤許可採取者以外の地下水採取者による地下水の合理的な使用の取組み

- ・許可採取者以外の地下水採取者は、②及び③の許可採取者による地下水の合理的な使用の実施に関する基本的方向と目標を踏まえ、④の許可採取者による地下水の合理的な使用の方策を参考に、取組み可能な地下水の合理的な使用の方策を実施すること。

⑥地下水利用者による節水等

- ・地下水を利用する者全てが、家庭、学校、事業所等において取り組むべき節水行動の実践、節水型機器の普及促進、雨水利用施設の使用促進、水の循環使用・再生水の使用、建築の際の配慮に係る具体的な取組み例を提示。

⑦その他地下水の合理的な使用の促進に関する重要事項

- ・地下水の合理的な使用の促進の意義に関する普及啓発
- ・建築業者、節水機器等販売業者等の関係者の協力の確保
- ・地下水の合理的な使用の取組みの周知
- ・地下水の合理的な使用に関する助言、指導

### 第32条の3（地下水採取者が講ずべき地下水の合理的な使用の措置等）

第32条の3 地下水を採取する者は、地下水使用合理化指針を踏まえ、地下水の合理的な使用に努めるものとする。

2 知事は、地下水の合理的な使用を促進するために必要があると認めるときは、地下水を採取する者に対し、地下水使用合理化指針を勘案して、地下水の合理的な使用について必要な助言及び指導を行うことができる。

#### 【趣旨】

- 本条は、地下水採取者が講ずべき地下水の合理的な使用の措置等について定めるものである。

#### 【説明】

(1) 第3条（事業者の責務）及び第5条（県民の責務）では、事業者及び県民に対して広く地下水の保全に対する取組みを求めているが、本条第1項では、地下水の直接的な受益者である地下水採取者に対し、地下水の合理的な使用に関する努力義務を定めている。

本条例に基づく地下水採取量報告では、地下水採取量は減少傾向にあるものの、地下水採取者が節水や地下水の循環使用など地下水の合理的な使用に取り組むことが、採取量の更なる抑制につながり、地下水の水量保全に資することとなるため、すべての地下水採取者が地下水の合理的な使用に努めることとしたものである。

(2) 第2項は、地下水の合理的な使用の促進を図るため、県が地下水採取者に対して地下水の合理的な使用に関する助言・指導を行うことができることとするもの。

「必要があると認めるとき」は、地下水採取者が、節水コマの設置など比較的容易に取り組むことが可能な取組みにも全く取り組んでいないような場合、又は採取した地下水を使用することなく流出させているような場合などを想定している。

「必要な助言及び指導」については、地下水採取量の規模が小さな事業者にあっては、節水コマや手元制御弁等の節水器具の設置、節水に関する事業所内での啓発（節水に関する張り紙を掲示する等）の実施などを助言・指導することが考えられる。

また、採取量の規模や事業内容により、更に地下水の合理的な使用の取組みが可能と考えられる事業者に対しては、施設・設備の更新時に地下水の合理的な使用に資する施設・設備の導入等を助言することが考えられる。

### 第32条の4（地下水使用合理化計画等）

第32条の4 第25条の3第1項の許可を受けようとする者は、地下水使用合理化指針を踏まえ、規則で定めるところにより、地下水の合理的な使用に関する計画（以下この条及び次条において「地下水使用合理化計画」という。）を作成し、知事に提出しなければならない。地下水使用合理化計画を提出した者がこれを変更したときも同様とする。

2 知事は、地下水の合理的な使用の促進のために必要があると認めるときは、前項の規定により提出された地下水使用合理化計画について必要な助言及び指導を行うことができる。

3 第1項の規定により地下水使用合理化計画を提出した者は、当該計画を実施するとともに、毎年度、規則で定めるところにより、地下水使用合理化計画の実施状況を知事に報告しなければならない。

4 知事は、規則で定めるところにより、前項の規定による報告の概要を公表するものとする。

#### 【趣旨】

○ 本条は、地下水採取者のうち、許可対象となる揚水設備の採取能力（重点地域における許可対象となる揚水機の吐出口の断面積が19平方センチメートル超の揚水設備では、理論上年間14万立方メートル程度の採取が可能であり、また、重点地域以外の地域における125平方センチメートル超の揚水設備では、理論上年間100万立方メートル程度の採取が可能である。）に鑑み、許可対象となる規模の揚水設備で地下水を採取する者（以下本節において「許可採取者」という。）に対し、許可の申請時に「地下水の合理的な使用に関する計画」（地下水使用合理化計画）の提出を求め、併せて、毎年1回、その実施状況の報告を求めることで合理化対策の実施を義務化したものである。

#### 【説明】

(1) 第1項の「地下水使用合理化計画」に記載する事項は、規則で定める地下水使用合理化計画書に具体的に示しており、循環・再利用装置の設置（冷却塔、ボイラー等のドレン水回収、洗浄用水等の循環・再利用等）、中水道設備の整備、節水機器（節水トイレ、節水コマ等）の設置、雨水利用設備の設置などのうち、取組みが可能なものについて、数量及び合理化計画量を記載することとしている。

(2) 地下水使用合理化計画の提出義務者は許可採取者である。

地下水使用合理化計画の提出に加えて、毎年1回、その実施状況の報告を求め、地下水使用合理化指針に照らして取組みが著しく不十分である場合には、必要な措置を講ずるよう勧告等を行うことができることとしている。このような規制をかけるに当たり、その対象者は一定規模以上の地下水採取能力を有する許可採取者とすることが適切と考えたものである。

また、許可制度と地下水の合理的な使用に関する対策を連動させることによって、実務上、許可の申請に併せて地下水使用合理化計画を提出することが、申請者にとっても合理的であり、かつ、計画の提出の実効性をより確保することにつながると考えたものである。

なお、届出者にあつては、届出時に「節水及び水利用に関する計画」の提出を求めており（規則第14条第3項第2号）、その内容を踏まえて必要に応じて助言・指導を行うこととしている。

また、届出の対象にもなっていない更に小規模な地下水採取者にあつては、地下水採取に関し特に本条例上の手続きは必要ないが、第32条の3第1項で地下水の合理的な使用に関する努力義務を規定するとともに、第32条の6の規定に基づく節水啓発事業の実施等を通じて、地下水の合理的な使用の促進を図っていくこととしている。

- (3) 第2項で、知事は、地下水の合理的な使用の促進のために必要があると認めるときは、地下水使用合理化計画について必要な助言及び指導を行うことができることとしている。

「必要があると認めるとき」とは、提出された地下水使用合理化計画の内容が、地下水使用合理化指針に照らして、許可採取者の採取量や事業規模に対し明らかに不足していると認められる場合が考えられる。

また、「必要な助言及び指導」とは、循環・再利用装置の設置（冷却塔、ボイラー等のドレン水回収、洗浄用水等の循環・再利用等）、中水道設備の整備、節水機器（節水トイレ、節水コマ等）の設置、雨水利用設備の設置などのうち、取組みが可能なものについて検討するよう助言・指導を行うことが考えられる。

- (4) 地下水使用合理化計画を実施する実効性を確保する観点から、第3項で、地下水使用合理化計画の提出者は、毎年その実施状況を知事に報告しなければならないこととしている。
- (5) 第4項で、知事は、地下水使用合理化計画の実施状況報告の概要を公表することとしている。この公表は、重点地域において地下水の水量の課題が顕在化している状況を踏まえ、県民の地下水への関心の高まりに対応するため、情報提供として行うものである。公表の内容及び方法は、規則で次のように定めている。

○熊本県地下水保全条例施行規則（平成2年熊本県規則第56号）

（地下水使用合理化計画等）

第18条 条例第32条の4第1項の規定による提出は、地下水使用合理化計画書（別記第19号様式）により行うものとする。

2 条例第32条の4第3項の規定による報告は、地下水使用合理化計画実施状況報告書（別記第20号様式）により行うものとする。

3 条例第32条の4第4項の規定による公表は、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他知事が適当と認める方法により行うものとする。

(1) 地下水使用合理化の方策の具体的な内容

(2) 地下水使用合理化の実施量

(3) 水の循環率（循環使用及び再利用した水の量を水の総使用量（循環使用及び再利用した水の量を含む。）で除して得た率をいう。）

(4) その他知事が必要と認める事項

- (6) 第1項の地下水使用合理化計画を提出せず、又は虚偽の記載をした者、第3項の地下水使用合理化の実施状況報告を行わず、又は虚偽の報告をした者は、3万円以下の罰金に処せられる。（第49条第3号、第4号）

### 第32条の5（勧告等）

第32条の5 知事は、前条第1項の規定により地下水使用合理化計画を提出した者の地下水の合理的な使用に関する措置が地下水使用合理化指針に照らして著しく不十分であると認めるときは、その者に対し、その判断の根拠を示して、地下水の合理的な使用に関し必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2 知事は、正当な理由がなく前項の規定による勧告に従わない者があるときは、その者の氏名又は名称及び勧告の内容を公表することができる。

3 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に対し、あらかじめ、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、意見の聴取を行わなければならない。

#### 【趣旨】

- 本条は、地下水の合理的な使用に関する取組みの実効性を確保する観点から、地下水使用合理化計画及びその実施状況報告を提出した者に対する勧告及び公表について規定するものである。

#### 【説明】

(1) 第1項「指針に照らして著しく不十分」について

地下水の合理的な使用に関する事業者の取組みの状況、程度は、事業者によって様々であると考えられ、地下水採取者に対して採取量を一律に何パーセント削減するというような一律の削減目標を定めることは適当ではない。このため、地下水使用合理化指針では、許可採取者には、指針で示した地下水の合理的な使用の具体的な方策を踏まえ、各自地下水の合理的な使用に関する目標を定め、地下水使用合理化計画を作成し、これを着実に実行することを求めることとしている。

このような指針の内容を踏まえ、許可採取者が、地下水の合理的な使用に関して取り組むことが可能な措置があるにもかかわらず、全く取り組んでいないような場合は、「指針に照らして著しく不十分」なときに当たると考えられる。

(2) 第1項「判断の根拠を示して」について

許可採取者による地下水使用合理化計画の実施状況が地下水使用合理化指針に照らして著しく不十分な場合、知事は、必要な措置を講ずるよう勧告することができることとしている（第32条の5第2項）。

勧告は事実上の行政指導であるが、勧告に従わないときは、本条第2項により、氏名等及び勧告の内容を公表することができることとしており、その対象者に対する社会的影響も小さくはない。そこで、勧告を行うに当たっては、熊本県行政手続条例に規定される不利益処分に係る基準の取扱いに準じて、具体的な判断基準を示しておくことが適当であり、勧告を行う際には、対象者にその判断の根拠を示した上で行うこととしたものである。

(3) 第2項及び第3項は、地下水使用合理化計画の実施に対する勧告を受けた許可採取者が、勧告に従わないときの公表に関する規定である。

公表は、勧告という行政指導の実効性を確保するものであるが、その対象者に対する社会的影響は小さくないと考えられることから、公表を行おうとするときは、対象者に、

あらかじめその旨を通知し、その者又は代理人の出席を求め、意見の聴取を行わなければならないこととしている。

### 第32条の6（地下水の合理的な使用に関する啓発等）

第32条の6 県は、市町村と連携して、地下水の合理的な使用に係る啓発及び地下水の合理的な使用に配慮した給水機器、給水設備等（次項において「給水機器等」という。）の普及に努めるものとする。

2 事業者及び県民は、建築物を建築（給水機器等の新設、増設又は変更を伴うものに限る。）しようとするときは、地下水使用合理化指針を踏まえ、当該建築物において、地下水の合理的な使用に配慮した給水機器等の設置に努めるものとする。

#### 【趣旨】

- 本条は、市町村と連携した啓発や節水型機器等の普及に係る県の努力義務及び建築物の建築にあたっての節水型機器等の設置に係る事業者、県民の努力義務を規定するものである。

#### 【説明】

- (1) 第1項の「地下水の合理的な使用に配慮した給水機器、給水設備等」とは、構造上、水の使用が抑制されることとなる給水機器、給水設備等を指す。「給水機器」は、節水コマ、風呂の残り湯を洗濯に再利用するための洗濯機用バスポンプ、節水シャワーヘッドなどの個別の機器を指し、「給水設備」は、節水型トイレのような取付作業を要する設備を指す。  
「給水設備等」の「等」は、地下水の合理的な使用に資することとなる給水用以外の機器・設備を指す。具体的には、雨水使用設備（雨水貯留槽、雨水貯留タンク等）、水の再使用設備（冷却塔、ボイラー等のドレン水回収装置等）等が考えられる。
- (2) 給水機器等の普及については、県が、建築確認の機会や建築関連業界を通じて建築物の建築者に対して節水機器等の設置を呼びかけたり、節水に関するガイドラインを作成したり、あるいは、県が主体となって公共事業を施行する際に節水機器等を導入したりすること等が考えられる。
- (3) 第2項は、建築物の建築をする者に対する、地下水の合理的な使用に資する設備の設置に係る努力義務を定めるものである。県は、本項の実効性を確保するため、建築関係団体、事業者、許認可申請窓口を通じて、又は広報等により本項の周知を図り、指導を行うことにより、設置率を高めて行くよう努力していく必要がある。

## 第4節 地下水の涵養（第33条～第35条の4）

### 第33条（地下水涵養指針）

- 第33条 知事は、地下水の涵養の促進に関する指針（以下「地下水涵養指針」という。）を定めるものとする。
- 2 地下水涵養指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- (1) 地下水の涵養の促進の基本的方向
  - (2) 地下水の涵養を実施すべき量に関する目標
  - (3) その他地下水の涵養の促進に関する重要事項
- 3 知事は、地下水涵養指針を定め、又はこれを改定しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 知事は、地下水涵養指針を定め、又はこれを改定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

#### 【趣旨】

- 地下水の水量の保全対策としては、地下水の使用量を抑制するため節水、水の循環使用等地下水の合理的な使用を促進することと、地下水の涵養量を増やすため地下水涵養対策を促進することが考えられる。後者の地下水の涵養の促進については、平成12年度改正で、章を設けて新たに規定を追加したが、地下水の水位が長期的に低下している中で、地下水涵養量の確保が地下水の水量の保全上非常に重要であることから、平成23年度改正で、「第3章 地下水の水量の保全」の中に、第4節として「地下水の涵養」に関する規定を移し、対策を強化することとした。
- 本条は、地下水の水量の保全を図る手段としての地下水の涵養を促進するため、知事が「地下水の涵養の促進に関する指針（地下水涵養指針）」について定めるものである。

#### 【説明】

- (1) 「地下水の涵養」とは、雨水が森林や農地等で土中に浸透し、帯水層に地下水として蓄えられることをいう。
- (2) 「地下水の涵養の促進に関する指針（地下水涵養指針）」とは  
地下水を将来にわたり守り継ぐためには、地下水の合理的な使用に取り組むとともに、地下水涵養対策を講ずることにより地下水涵養量の増加をより一層促進していく必要がある。特に、本条例において規制の対象となっている一定規模以上の地下水採取者による地下水の涵養の取組みを促進していくことが重要であり、地下水の涵養を総合的かつ計画的に促進するため、知事が必要な事項を指針として定めることとしたものである。
- (3) 「地下水涵養指針」に定める事項  
本指針は地下水の涵養を総合的かつ計画的に促進するために必要となる事項を定めるが、具体的に、次のような内容を定めている。

#### ①地下水涵養の促進の基本的な考え方

- ・地下水を利用する者全てが、地下水は「公共水」との認識に立ち、未然防止の観点から、連携・協働して、それぞれの事業内容や実情に応じた地下水の涵養に係

る措置を積極的に講じる必要がある。

②許可採取者による地下水涵養の実施に関する基本的方向

- ・地下水採取の許可を受けることを要する者（許可採取者）は、地下水使用合理化により地下水採取量の抑制を図ったうえで、原則として地下水採取地と同一地下水域内において地下水涵養対策に取り組むことにより、採取量に応じた地下水涵養量を確保すること。

③許可採取者が地下水涵養を実施すべき量に関する目標（目標涵養量とする。）

(i)重点地域

- ・当面、地下水採取量に見合う量（原則10割）を目標として地下水涵養に取り組むものとする。

**【重点地域の目標涵養量の改正】**

- ・令和5年（2023年）9月29日付けで地下水涵養指針を改正し、令和5年（2023年）10月1日から重点地域の目標涵養量を従前の「地下水採取量の1割」から「地下水採取量に見合う量（原則10割）」とした。
- ・特に水田湛水等による地下水涵養は、実施年の作付状況によって湛水期間が増減する他、渇水時や災害発生時は湛水自体が困難となる場合も考えられ、このようなやむを得ない事情により目標涵養量を達成できない場合に勧告等の措置を適用することは社会通念上適切ではないと考えられることから、目標涵養量については一律「地下水採取量の10割」と定めず「地下水採取量に見合う量（原則10割）」としている。ただし、計画段階では、地下水採取量や涵養量の不確実性はあるものの目標涵養量を達成するような涵養の取組みを計画する必要があることから、地下水涵養計画書には「地下水採取量の10割」以上の地下水涵養量を設定することが求められる。
- ・「令和5年（2023年）10月1日より前に条例第35条に基づく地下水涵養計画を知事に提出している者については、あらかじめ許可された地下水採取量を上回らない場合に限り、同計画に基づく地下水涵養の取組みを継続することができるが、可能な限り地下水採取量に見合う地下水涵養量を達成できるよう努めるものとする。」としている。これは、目標涵養量は地下水採取量に見合う量（原則10割）であり、この目標を達成できるよう努める必要があるが、あらかじめ許可された地下水採取量を超えない限りは従前の（地下水採取量の1割を目標とする）取組みを継続することができることを示している。
- ・**「あらかじめ許可された地下水採取量」を上回る場合とは**、新規井戸の地下水採取許可申請又は指針改正前許可井戸の変更許可申請により許可採取者の許可井戸による地下水採取量の合計量が増加することを指し、この場合は許可又は変更許可された地下水採取量のうち「あらかじめ許可された地下水採取量」を超える量に対しては地下水採取量に見合う量（原則10割）の涵養が求められる。

(ii)重点地域以外

- ・具体的な目標は設定しないが、採取量に応じて可能な限り地下水涵養対策に取り組むものとする。



④許可採取者による地下水涵養の促進のための措置に関する事項

- ・許可採取者が行う次の地下水涵養の主な方策を提示。
  - i) 敷地内涵養の促進
  - ii) 敷地外涵養の促進
  - iii) 協働の取組みによる地下水涵養
- ・重点地域における許可採取者による地下水涵養の具体的な実施方法として、許可採取者が単独で地下水涵養対策を実施する場合、協働の取組みにより地下水涵養対策を実施する場合の方法を提示。
- ・重点地域（熊本地域）における地下水涵養の措置による推定涵養量の算定方法を例示。
- ・重点地域外における許可採取者は、地下水採取量に応じて、許可採取者による地下水涵養の方策の中から、地下水涵養対策を計画的に実施すること。

⑤許可採取者以外の地下水採取者による地下水涵養の取組み

- ・許可採取者以外の地下水採取者は、②の許可採取者による地下水涵養の実施に関する基本的方向及び③の許可採取者が地下水涵養を実施すべき量に関する目標を踏まえ、自らの事業活動に伴う地下水採取量に応じて、可能な限り地下水涵養に取り組むこと。

⑥地下水利用者による地下水涵養の取組み

- ・地下水利用者は、可能な限り地下水涵養に努めること。
- ・重点地域（熊本地域）で、面積5ヘクタール以上の大規模な開発行為を行う事業者にあっては、雨水の地下浸透に努めること。

⑦その他の重要事項

- ・地下水の涵養の促進に関する知識の普及
- ・関係者との協力による調査研究の推進、科学的見地に基づく地下水涵養域の保全
- ・地下水涵養の取組みの周知
- ・地下水涵養に関する助言・指導
- ・大規模採取等による地下水保全への配慮

### 第34条（地下水採取者等が講ずべき地下水涵養の措置等）

第34条 地下水を採取する者は、地下水涵養指針を踏まえ、地下水の涵養に努めるものとする。

2 事業者は、事業地における雨水の地下への浸透を促進するため、地下水涵養指針を踏まえ、雨水の地下への浸透に努めるものとする。

3 地下水を採取する者及び事業者は、地下水の涵養に当たっては、地下水が汚染されることがないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 知事は、地下水の涵養を促進するために必要があると認めるときは、地下水を採取する者及び事業者に対し、地下水涵養指針を勘案して、地下水の涵養について必要な助言及び指導を行うことができる。

#### 【趣旨】

- 本条は、地下水採取者及び事業者が講ずべき地下水の涵養の措置等について定めるものである。

#### 【説明】

(1) 第3条（事業者の責務）及び第5条（県民の責務）では、事業者及び県民に対して広く地下水の保全に対する取組みを求めているが、本条第1項では、地下水の保全に関しより積極的な取組みが期待される事業者及び地下水の直接的な受益者である地下水採取者に対し、地下水の涵養に関する努力義務を定めている。

(2) 第1項では、地下水採取者に対する地下水の涵養の努力義務を規定している。地下水採取者は、地下水の直接的な受益者であることから、事業所等の敷地内又は敷地外における地下水涵養対策を講じ、採取量に応じた地下水涵養量を確保することによって、地下水の水量の保全に努めることとするものである。

(3) 第2項では、事業者に対する雨水の地下浸透の努力義務を規定している。事業者が、その事業活動を行うために、地下水涵養域であった事業地に建築物を建築したり、舗装を行ったりすることによって、雨水の地下への浸透が阻害され、地下水涵養量が減少することにつながることを考えられるため、事業者は、地下水を採取しているか否かにかかわらず、事業活動を行うに当たり、事業地における雨水の地下への浸透に努めることとするものである。

事業者が講じる具体的な措置としては、雨水浸透施設の設置、浸透性舗装の実施、緑地の確保等によって可能な限り地下水涵養量を減少させないように取り組むことが考えられる。

(4) 第3項「地下水が汚染されることがないように必要な措置を講ずる」について

雨水等を地下に浸透させるに当たり、浸透させる水に有害物質等が含まれていれば、地下水の汚染につながってしまうこととなる。

このため、地下水の涵養に当たっては、有害物質等を地下に浸透させることがないように十分注意することが必要であり、その措置の具体的な内容としては、化学物質を含んでいる可能性の高い初期雨水の除外等が考えられる。

本項は、第1項の地下水採取者、第2項の事業者に共通する努力義務規定である。

(5) 第4項は、地下水の涵養の促進を図るため、県が地下水採取者及び事業者に対して、

地下水の涵養に関する助言・指導を行うことができることとするもの。

「必要があると認めるとき」は、事業者にあつては、事業計画上、地下水の涵養への配慮が全くなされていないような場合を、地下水採取者にあつては、涵養の取組みが著しく不十分な場合や、採取量が相当な規模であるにもかかわらず地下水の涵養への取組みが全くなされていないような場合を想定している。

「必要な助言及び指導」については、事業者にあつては、地下水涵養域で開発行為を行うような事業計画に対して地下水の涵養に配慮したものとするよう、また、地下水採取者にあつては、雨水浸透施設を設置するよう助言等を行うことが考えられる。

### 第35条（地下水涵養計画等）

第35条 第25条の3第1項の許可を受けようとする者は、地下水涵養指針を踏まえ、規則で定めるところにより、地下水の涵養に関する計画（以下この条及び次条において「地下水涵養計画」という。）を作成し、知事に提出しなければならない。地下水涵養計画を提出した者がこれを変更したときも同様とする。

2 知事は、地下水の涵養の促進のために必要があると認めるときは、前項の規定により提出された地下水涵養計画について必要な助言及び指導を行うことができる。

3 第1項の規定により地下水涵養計画を提出した者は、当該計画を実施するとともに、毎年度、規則で定めるところにより、地下水涵養計画の実施状況を知事に報告しなければならない。

4 知事は、規則で定めるところにより、前項の規定による報告の概要を公表するものとする。

#### 【趣旨】

○ 本条は、地下水採取者のうち、許可対象となる揚水設備の採取能力（重点地域における許可対象となる揚水機の吐出口の断面積が19平方センチメートル超の揚水設備では、理論上年間14万立方メートル程度の採取が可能であり、また、重点地域以外の地域における125平方センチメートル超の揚水設備では、理論上年間100万立方メートル程度の採取が可能である。）に鑑み、許可採取者に対し、許可の申請時に「地下水の涵養に関する計画」（地下水涵養計画）の提出を求め、併せて、毎年1回、その実施状況の報告を求めることで涵養対策の実施義務を担保している。

#### 【説明】

(1) 第1項の「地下水涵養計画」に記載する事項は、規則で定める地下水涵養計画書に具体的に示しており、敷地内における涵養（雨水浸透ます、雨水浸透トレンチ、透水性舗装等の設置）、敷地外における涵養（水田湛水、涵養林の整備、米等の契約栽培等）、その他（涵養域産の作物の購入、地下水涵養に取り組む団体への協力等）のうち、取組みが可能なものについて、取組量及び涵養計画量を記載することとしている。

(2) 地下水涵養計画の提出義務者は許可採取者である。

地下水涵養計画の提出に加えて、毎年1回、その実施状況の報告を求め、地下水涵養指針に照らして取組みが著しく不十分である場合には、必要な措置を講ずるよう勧告等を行うこととしている。このような規制をかけるに当たり、その対象者は一定規模以上

の地下水採取能力を有する許可採取者とするのが適当と考えたものである。

また、許可制度と地下水涵養対策を連動させることによって、実務上、許可の申請に併せて地下水涵養計画を提出することが、申請者にとっても合理的であり、かつ、計画（の提出）の実効性をより確保することにつながると考えたものである。

なお、許可採取者ではない地下水採取者にあつては、第34条第1項で地下水の涵養に関する努力義務を規定しており、この規定に基づき地下水の涵養の取組みを働きかけていくこととしている。

- (3) 第2項で、知事は、地下水の涵養の促進のために必要があると認めるときは、地下水涵養計画について必要な助言及び指導を行うことができることとしている。

「必要があると認めるとき」とは、提出された地下水涵養計画の内容が、地下水涵養指針に照らして、許可採取者の採取量や事業規模に対し不足していると認められる場合が考えられる。重点地域については地下水涵養指針で具体的な目標涵養量を定めており、許可採取者がこれに満たない計画を提出してきた場合は地下水採取の許可が困難であり、本項に基づき助言・指導を行う必要があると考える。

「必要な助言及び指導」とは、雨水浸透ますなどの雨水浸透施設の設置や、涵養域で栽培された米の購入などで取組みが可能なものを検討するよう助言等を行うことが考えられる。

- (4) 地下水涵養計画を実施する実効性を確保する観点から、第3項で、地下水涵養計画の提出者は、毎年その実施状況を知事に報告しなければならないこととしている。

- (5) 第4項で、知事は、地下水涵養計画の実施状況報告の概要を公表することとしている。この公表は、重点地域において地下水の水量の課題が顕在化している状況を踏まえ、県民の地下水への関心の高まりに対応するため、情報提供として行うものである。

公表の内容及び方法は、規則で次のように定めている。

○熊本県地下水保全条例施行規則（平成2年熊本県規則第56号）

（地下水涵養計画等）

第18条の2 条例第35条第1項の規定による提出は、地下水涵養計画書（別記第21号様式）により行うものとする。

2 条例第35条第3項の規定による報告は、地下水涵養計画実施状況報告書（別記第22号様式）により行うものとする。

3 条例第35条第4項の規定による公表は、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他知事が適当と認める方法により行うものとする。

- (1) 地下水涵養の方策の具体的な内容
- (2) 地下水涵養の実施量
- (3) 地下水採取量に対する地下水涵養量の割合
- (4) その他知事が必要と認める事項

- (6) 第1項の地下水涵養計画を提出せず、又は虚偽の記載をした者、第3項の地下水涵養計画の実施状況報告を行わず、又は虚偽の報告をした者は、3万円以下の罰金に処せられる。（第49条第3号、第4号）

### 第35条の2（勧告等）

第35条の2 知事は、前条第1項の規定により地下水涵養計画を提出した者の地下水の涵養に関する措置が地下水涵養指針に照らして著しく不十分であると認めるときは、その者に対し、その判断の根拠を示して、地下水の涵養に関し必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2 知事は、正当な理由がなく前項の規定による勧告に従わない者があるときは、その者の氏名又は名称及び勧告の内容を公表することができる。

3 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に対し、あらかじめ、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、意見の聴取を行わなければならない。

4 知事は、第2項の規定による公表をされた後において、なお、正当な理由がなく第1項の規定による勧告に従わない者があるときは、期限を定めて、その勧告に係る措置を講ずるよう命ずることができる。

5 知事は、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かななければならない。

#### 【趣旨】

- 本条は、地下水の涵養に関する取組みの実効性を確保する観点から、地下水涵養計画及び同計画の実施状況報告を提出した者に対する勧告、公表及び命令について規定するものである。

#### 【説明】

(1) 第1項の「指針に照らして著しく不十分」について

重点地域については地下水涵養指針で具体的な目標涵養量を定めており、これを基準として、許可採取者が講じる涵養対策が指針に照らして不十分かどうかを判断することとなる。また、「著しく不十分」であるかどうかは目標涵養量の達成状況はもとより、未達成の場合の原因や過年度の実施状況等を踏まえて判断することとなる。

例えば、水田湛水等による地下水涵養は、実施年の作付状況によって湛水実施期間が増減する他、渇水時や災害発生時は湛水自体が困難となる場合も考えられるため、許可採取者の地下水涵養の取組状況に何ら問題がなく、やむを得ない事情により地下水涵養量が目標を下回ったものについては、直ちに「著しく不十分」と判断することは適切ではなく、今後の長期的な見通し等を確認し、必要に応じて条例第35条第3項の規定により地下水涵養計画を見直し、別の手段により涵養量を確保するよう許可採取者に対して助言及び指導を行うことが考えられる。

また、地下水涵養量がやむを得ず一時的に目標を下回っていても、過年度に目標を大きく上回って地下水涵養を実施するなど過去数年間の平均で目標涵養量を達成している場合には、今後の地下水涵養計画に問題がないことを確認したうえで、「著しく不十分」とは判断しないことが考えられる。

なお、熊本地域以外の地域においては、熊本地域地下水総合保全管理計画のように地下水涵養量の目標を定めたものがないことから、許可採取者に対する具体的な目標は設定しないものの、採取量に応じて可能な限り地下水の涵養に取り組むこととしている。

このため、地下水涵養指針で示す地下水の涵養の具体的な方策の中で、取り組むことが可能な方策があるにもかかわらず、全く取り組まれていないような場合は、「指針に照らして著しく不十分」な場合に当たると考えられる。

(2) 第1項の「判断の根拠を示して」について

許可採取者による地下水涵養計画の実施状況が地下水涵養指針に照らして著しく不十分な場合、知事は、必要な措置を講ずるよう勧告することができることとしている。

勧告は事実上の行政指導であるが、勧告に従わないときは、第2項により、氏名又は名称及び勧告の内容を公表することができることとなっており、その対象者に対する社会的な影響も小さくはない。そこで、勧告を行うに当たっては、行政手続条例に規定される不利益処分に係る基準の取扱いに準じて、具体的な判断基準を示しておくことが適当であり、勧告を行う際には、対象者にその判断の根拠を示した上で行うこととしたものである。

(3) 第2項及び第3項は、地下水涵養計画の実施に対する勧告を受けた許可採取者が、勧告に従わないときの公表に関する規定である。

公表は、勧告という行政指導の実効性を確保するためのものであるが、その対象者に対する社会的影響は小さくないと考えられることから、公表を行おうとするときは、対象者に、あらかじめその旨を通知し、その者又は代理人の出席を求め、意見の聴取を行わなければならないこととしている。

(4) 地下水の涵養については、第2項の公表をされてもなお正当な理由なく勧告に従わない者に対しては、第4項で、必要な措置を講ずるよう命令を発することができることとしている。

地下水の合理的な使用は、採取量の抑制を図ることで地下水量の保全を図るものである。また、事業者毎に地下水の合理的な使用の取組状況、程度は様々であると考えられる中で、地下水使用合理化指針で取組みの画一的な目標を明示することが困難であることから、取組みが不十分と認められるときは、勧告及び公表を行うことができるにとどめている。

一方、地下水の涵養は、地下水の水量の増加に直接的に貢献するものであり、一定規模以上の採取能力を有し、地下水の恩恵を直接的に受けている許可採取者に対しては、より積極的な取組みを求めることが必要である。

また、地下水涵養指針でも、重点地域の目標涵養量を設定しており、行政処分である措置命令を発するか否かの基準を明確にすることが可能である。

熊本地域以外の地域にあっては、熊本地域のように地下水の水位の長期的な低下傾向は確認されておらず、地下水涵養指針でも許可採取者が取り組むべき地下水涵養量の目標は設定していない。しかし、地下水の水量保全の観点から、大量の地下水を採取しているにもかかわらず地下水涵養対策に全く取り組んでいないような場合は、措置命令を発して涵養対策を求めていくことは可能と考えられる。

(5) 第4項の「期限を定めて」の「期限」については、「いつまでに目標涵養量に相当する涵養対策を講じることを命ずる」のように措置を講ずべき期限を定めて命令を発する必要がある。

また、措置命令は、熊本県行政手続条例第2条に規定する不利益処分に該当すること

から、これを発するに当たっては、同条例第13条の規定により、その相手方に対する意見陳述のための手続き（聴聞又は弁面の機会の付与）を経るとともに、第14条の規定により不利益処分の理由を示す必要がある。

さらに、慎重を期すため、措置命令を発するに当たっては、第5項で環境審議会の意見を聴取することも義務づけている。

(6) 第4項の命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処せられる。(第47条の2)

### 第35条の3（開発行為に伴う地下水涵養への配慮）

第35条の3 重点地域において面積が5ヘクタール以上の開発行為（都市計画法第4条第12項に規定する開発行為をいう。以下この条において同じ。）を行おうとする者（以下この条及び第39条において「開発行為者」という。）は、地下水涵養指針を踏まえ、規則で定めるところにより、水利用に関する計画及び地下水涵養に関する計画を知事に提出しなければならない。ただし、開発行為者が建築物の建築又は特定工作物の建設を行わない場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合において、開発行為者は、当該開発行為の区域内で建築物の建築又は特定工作物の建設を行う者に対し、地下水の涵養についての配慮を求めるものとする。

3 知事は、開発行為者に対し、第1項に規定する計画について、地下水の水量の保全の観点から意見を述べることができる。

4 重点地域において第1項に規定する開発行為以外の開発行為を行おうとする者は、地下水涵養指針を踏まえ、地下水の涵養に努めるものとする。

#### 【趣旨】

○ 重点地域である熊本地域の地下水は、主に阿蘇外輪山西麓の火砕流堆積物が広がる一帯で涵養されているが、これらの地域では市街地開発や企業誘致等が積極的に行われている。これらの地域において大規模な開発が進めば、地下水涵養量が大きく減少する恐れがある。

このため、重点地域については、地下水の水量の保全を図るため、本条で、5ヘクタール以上の大規模な開発行為を行う者に対して、水利用に関する計画や地下水涵養に関する計画の提出を求めて、開発行為に当たっての配慮を求めることとしたものである。

○ 都市計画区域において開発区域の面積が5ヘクタール以上の開発行為については、開発行為の許可等の事務の迅速かつ適正な処理を図るため、県庁内に「開発許可等事務連絡会議」を設置し、連絡調整を行っており、連絡調整を要する事項には、地下水保全条例に関する事項も含まれている。

また、国土利用計画法では面積が5ヘクタール以上の土地又は2ヘクタール以上の農地を含む土地については、「大規模土地取引事前指導要綱」に基づき届出等の前に事前指導を行っている。事前指導に当たっては、関係する個別規正法との調整を図ることとなっており、個別規制法には熊本県地下水保全条例も含まれている。

これらの調整の中で、地下水の涵養に配慮するよう意見を提出するなどしているが、開発等により涵養域が減少している中で、地下水保全条例上も何らかの対応を講じることが必要と考え、本条の規定を設けることとしたものである。

## 【説明】

- (1) 本条第1項で、水利用に関する計画等の提出を義務付けるのは、重点地域における開発行為者である。

重点地域にあつては、長期的な地下水位の低下傾向が確認されており、地下水涵養域の減少につながる開発行為に対し、地下水の涵養への配慮を求める必要がある。

一方、重点地域以外の地域にあつては、地下水位の低下傾向は確認されていないことから、本条の対象とはしていない。

- (2) 第1項の計画の提出を求める対象者は、重点地域において都市計画法第4条第12項に規定する開発行為を行おうとする者で、その事業に係る面積が5ヘクタール以上のものである。「面積が5ヘクタール以上」としたのは、都市計画法に基づく開発区域の面積が5ヘクタール以上の開発行為については、県庁内に連絡会議を設置し、個別規制法との連絡調整を行っており、また、国土利用計画法に基づく5ヘクタール以上の土地売買の届出については、事前指導要綱に基づく事前指導を行っていることを参考としたものである。

○都市計画法（昭和四十三年六月十五日法律第百号）

（定義）

第4条 1～11 略

12 この法律において「開発行為」とは、主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更をいう。

（以下 略）

- (3) 第1項の「水利用に関する計画及び地下水涵養に関する計画」に記載する事項は、規則で定める「水利用に関する計画書」（別記第23号様式）、「地下水涵養に関する計画書」（別記第24号様式）に具体的に示している。

「水利用に関する計画」には、事業計画の概要、事業に利用する水の水源、取水及び給水の方法、用途、給水量を、「地下水涵養に関する計画」には、敷地内における雨水の地下浸透の内容、規模及び涵養計画量、地下水涵養に伴い地下水汚染防止のために取った措置を記載することとしている。

- (4) 第35条で許可採取者に提出を求める「地下水涵養計画」と、本条第1項の「地下水涵養に関する計画」との違いについて

許可採取者には第35条で地下水の採取量に応じた涵養対策を求めており、具体的には、雨水浸透ますの設置等の敷地内における雨水の地下浸透の取組みのほか、水田の湛水、水源涵養林の整備、涵養域で収穫された米の購入など敷地外における涵養の取組みなどが考えられ、これらの取組みを第35条に規定する地下水涵養計画に記載することとしている。

一方、本条第1項で開発行為者に求める「地下水涵養に関する計画」には、具体的には、開発行為の敷地内における雨水浸透施設の設置、緑地の保全、浸透性舗装の実施など、開発行為によって雨水の地下への浸透が妨げられることを防ぐための対策を記載することとしている。

- (5) 第1項の水利用に関する計画等の提出を求める時期は、その事業計画を作成した時で



ある。

都市計画法に基づく開発区域の面積が5ヘクタール以上の開発行為の許可、国土利用計画法に基づく5ヘクタール以上の土地売買については、県庁内の連絡会議による個別規正法との調整等が行われており、実務上は、この際に合わせて本項の計画の提出を求めることによって、提出の実効性を確保することができる考える。

なお、土地の売買もなく、都市計画法上の許可を要しない開発行為（土地区画整理法に基づく土地区画整理事業等）については、別途取扱要綱等を作成し、対象事業を明らかにしたうえで、本条の制度の周知を図ることとする。

- (6) 分譲等を目的とした開発行為の場合であって、建築物の建築又は特定工作物の建設が行われない場合は、開発行為者に対して地下水の涵養への配慮を求めることは困難であることから、第1項ただし書で、「開発行為者が建築物の建築又は特定工作物の建設を行わない場合」は本項の計画提出義務の対象から除いている。

※特定工作物

第1種特定工作物

：コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラント、石油パイプライン事業用施設、港湾法に規定する保管施設又船舶役務用施設、漁港漁場整備法に規定する補給施設、飛行場に建設される航空機給油施設、電気事業用電気工作物及びガス工作物

第2種特定工作物

：ゴルフコース、野球場、庭球場、陸上競技場、遊園地、動物園、運動・レジャー施設（博物館などは、運動・レジャー施設と解さないため該当しない。また、スキー場やマリナーは、工作物と解さないため該当しない。）、墓園

- (7) 開発行為者が、第1項ただし書に該当する場合は、第2項で、開発行為者は、当該開発行為の区域内で建築物の建築等を行う者（実際の建築者等）に対し、地下水の涵養への配慮を求めなければならないこととしている。

具体的には、開発行為者と実際の建築者等との間での地下水保全を含む環境形成協定等の締結、開発行為者から実際の建築者等に対して文書により、雨水浸透施設の設置、緑地の保全等地下水の涵養への配慮を求めることが考えられる。

なお、この場合においては、開発行為者が実際の建築者等に対して地下水の涵養への配慮を求めるよう、県が開発行為者に対し、指導を徹底することが必要である。

- (8) 第3項で、知事は、開発行為者に対し、水利用に関する計画及び地下水涵養に関する計画について、地下水の水量の保全の観点から意見することができることとしている。

「地下水の水量の保全の観点」からの意見としては、開発行為に伴う涵養計画量をできる限り確保する事業計画とすることや、事業地内の雨水等の地下浸透と、地下水の汚染防止への具体的な対策を求めることなどが考えられる。

本項の意見の通知は、開発行為に当たっての涵養への配慮を求める行政指導であり、意見に法的拘束力はないが、開発行為者はできる限り意見の内容を事業計画に反映するよう努めることが望まれる。

- (9) 重点地域における涵養域の保全の観点から、面積5ヘクタール未満の開発行為を行おうとする開発行為者にあっても、地下水の涵養に配慮した開発計画とすることが必要で

ある。このため、第4項で、当該開発行為者にも、地下水の涵養への努力義務を規定し、地下水涵養指針でも、地下水の汚染に配慮したうえで、適切な涵養対策を講じるよう努めることとしている。

#### 第35条の4（調査研究等）

第35条の4 県は、重点地域において、市町村、事業者等と連携し、及び協働して、地下水の涵養に係る調査研究の推進及び地下水の涵養の効果の高い地域の保全を図り、地下水の水量を保全するために必要な地下水の涵養量の確保に努めるものとする。

##### 【趣旨】

- 本条は、地下水位の長期的な低下傾向が顕在化している重点地域において、地下水の水量の保全を図るために地下水の涵養を促進する必要があることに鑑み、地下水涵養量を確保するため、県が、市町村、事業者等と連携・協働して地下水の涵養に関する更なる調査研究、水田等の涵養域の保全に取り組むこととするものである。

##### 【説明】

- (1) 本条は、地下水位の長期的な低下傾向が顕在化し、地下水の水量の保全を図るため、地下水の涵養を促進する必要がある重点地域を対象としている。  
「事業者等」の「等」とは、大学や公益財団法人くまもと地下水財団、各地域の土地改良区等の団体を想定している。
- (2) 「地下水の涵養に係る調査研究」について  
熊本地域においては、これまで数次にわたる科学的調査により、地下水の流動や、地下水涵養量と採取量等の流出量との関係など地下水の循環に関するメカニズムが一定水準まで明らかになってきている。こうした調査結果をもとに「熊本地域地下水総合保全管理計画」が策定され、その後も地下水の量など新たな研究成果が示されている。今後も、これまでの調査を踏まえ、地下水の流動や地下水涵養域に関する調査等を実施していくことを考えている。
- (3) 「地下水の涵養の効果の高い地域」とは、雨水等の地下への浸透能力が高い地域であり、具体的には、これまでの数次にわたる調査に基づき、第1次熊本地域地下水総合保全管理計画（平成8年（1996年）3月）の「かん養域における開発行為等の際しての地下水保全指針」で示された涵養機能保全に係る地域及び地下水質保全に係る地域が該当するものである。  
「涵養の効果の高い地域の保全」は、具体的には、開発行為の涵養域以外への誘導、水源涵養林の整備、水田等農地の保全等によって涵養域を保全することである。
- (4) 「地下水の水量を保全するために必要な地下水の涵養量」とは、地下水の収支バランスを保ち、地下水の水量の確保や水質の改善を図りながら、将来にわたって安定かつ安心して地下水を利用できる状態を次世代に引き継ぐことが可能となる地下水涵養量である。

## 第4章 雑則（第36条～第44条）

### 第36条（常時監視）

第36条 知事は、地下水の水質及び水量並びに公共用水域の水質の状況を常時監視しなければならない。

2 知事は、前項の規定に基づき常時監視を行うため必要があると認めるときは、井戸の設置者に対し、協力を求めることができる。

#### 【趣旨】

○ 本条は、知事に対して、地下水の水質及び水量並びに公共用水域の水質の状況の監視を常時行うべきことを義務づけたものである。

常時監視については、地下水質保全条例にのみ規定があったものであるが、平成12年度改正で地下水条例と地下水質保全条例を一本化した際に、地下水の水質のみでなく、水量の監視も併せて規定することとし、現在の規定となっている。

#### 【説明】

(1) 第1項の「常時監視しなければならない」とは、地下水の水質及び水量の監視義務が常に知事に帰属することを観念的に示したものであり、実際の監視行為を一刻の切れ目もなく連続的に行うことまでも要求するものではない。

「監視」とは、地下水の水質や水量、公共用水域の水質の実態を把握することであり、必ずしも自ら測定を行う必要はなく、他人の行った測定結果を利用することによって行っても差し支えない。

(2) 地下水の水質だけでなく、「公共用水域の水質」の監視も義務づけているのは、河川や湖沼等公共用水域の水は、地下浸透により地下水の水質に影響を及ぼすなど関連することからである。

(3) 第2項で、井戸の設置者に対する「協力」の規定を置いているのは、地下水の水質や水量の測定の実施に当たっては、既存の井戸を用いて実施することが現実的であるため、民有の井戸について設置者の協力を得て実施することが必要となることからである。あくまでも協力を依頼するものであり、強制力を有するものではない。

### 第37条（公表）

第37条 知事は、前条第1項の監視の結果の状況を速やかに公表しなければならない。

#### 【趣旨】

○ 本条は、第36条の規定に基づいて知事が行った地下水の水質及び水量並びに公共用水域の水質の状況の監視の結果を県民に公表するための規定であり、この公表によって、県民は、地下水の水質、水量等の状況を把握できるものである。

#### 【説明】

「公表」とは、県民が知り得る状態にすることである。公表の方法は問わないが、実際には、地下水及び公共用水域の水質の測定結果や地下水の水位の観測結果を県ホームページで公表している。

なお、地下水の水質の測定は、井戸の設置者の協力を得て実施されることが多いため、測定結果の公表に当たっては、その後の調査に支障をきたすこととならないよう井戸の設置者に対して測定結果の公表についてあらかじめ了解を得る等の配慮が必要である。また、汚染井戸の所有者が汚染原因者とは限らないことから、地下水の汚染状態が把握できる範囲で関係者の正当な利益の保護との関連も考慮し、適切な方法で行うことが必要である。

### 第38条（報告及び検査）

第38条 知事は、第2章の規定の施行に必要な限度において、規則で定めるところにより、対象事業場及び貯油事業場等の設置者並びに開発事業者に対し、対象化学物質の使用の方法、汚水等の処理の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、それらの者の事業場に立ち入り、施設、帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条第1項において同じ。）その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

#### 【趣旨】

- 第2章に定められた地下浸透防止等のための措置を適正かつ効率的に運用していくためには、本条例の規制対象となる工場、事業場等について、本条例に規定された権限を行使するために必要な資料を得ることができなければならない。本条は、このために必要な報告徴収及び立入検査について規定したものである。

## 【説明】

(1) 第1項の「規則で定めるところにより」及び「その他必要な事項」は、次のとおり。

○熊本県地下水保全条例施行規則（平成2年熊本県規則第56号）

（報告及び検査）

第18条の4 知事は、条例第38条第1項の規定により、対象事業場及び貯油事業場等の設置者並びに開発事業者に対し、次に掲げる事項に関し報告を求めることができる。

- (1) 対象化学物質の使用の方法
- (2) 汚水等の処理の方法
- (3) 対象施設の種類及び構造並びに使用の方法
- (4) 地下浸透水の浸透の方法
- (5) 排出水の汚染状態及び量
- (6) 井戸水の汚染状態
- (7) 用水及び排水の系統

2 知事は、条例第38条第1項の規定により、その職員に、対象事業場及び貯油事業場等の設置者並びに開発事業者の事業場に立ち入り、次の物件を検査させることができる。

- (1) 対象施設及びその関連施設
- (2) 汚水等の処理施設及びその関連施設
- (3) 関係帳簿書類
- (4) 地下浸透水
- (5) 排出水
- (6) 井戸水

(2) 第1項の規定により報告を求められた者が報告をせず、若しくは虚偽の報告をした場合又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合は、その者は、10万円以下の罰金に処せられる。（第48条第3号）。

(3) 第2項の「身分を示す証明書」については、規則第19条に（立入検査の身分証明書）として、具体的に規定されている。

(4) 第3項の「犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない」は、立入検査の権限は、「第2章の規定の施行に必要な限度において」認められている（第38条第1項）ものであるから、この規定は、確認的に規定したいわゆる入念規定である。犯罪捜査のための立入検査は、「権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ」（憲法第35条）ものとされている。

## 第 39 条

第 39 条 知事は、第 3 章の規定の施行に必要な限度において、規則で定めるところにより、地下水を採取する者及び開発行為者に対し、地下水の採取の状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、それらの者の事業場その他必要な場所に立ち入り、施設、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の規定による報告及び検査について準用する。

### 【趣旨】

- 第 3 章に規定された地下水の水量の保全のための措置を適正かつ効率的に運用していくためには、地下水の適正な採取、地下水の合理的な使用及び地下水の涵養について、本条例に規定された権限を行使するために必要な資料を得ることができなければならない。本条は、このために必要な報告徴収及び立入検査について規定したものである。

### 【説明】

- (1) 第 1 項で、報告を求め、又は立入検査を行う相手方は、「地下水を採取する者及び開発行為者」である。市町村等からの情報により未届又は未許可での地下水採取が発見されたような場合には、本条に基づき報告を求め、場合によっては立入検査を行う必要がある。

なお、本項の報告又は立入検査は第 25 条の 3 の規定による地下水採取の許可や第 26 条の規定による地下水採取の届出の対象となっていない地下水採取者にも適用される。

- (2) 第 1 項の「規則で定めるところにより」及び「その他必要な事項」は、次のとおり。

○熊本県地下水保全条例施行規則（平成2年熊本県規則第56号）

第18条の5 知事は、条例第39条第1項の規定により、地下水を採取する者に対し、次に掲げる事項に関し報告を求めることができる。

- (1) 地下水の採取の状況
- (2) 揚水設備又は自噴井戸の設置の状況
- (3) 地下水の採取量の測定方法
- (4) 地下水の合理的な使用の措置の状況
- (5) 地下水の涵養の措置の状況

2 知事は、条例第39条第1項の規定により、その職員に、地下水を採取する者の事業場及び事業に関連する土地に立ち入り、次の物件を検査させることができる。

- (1) 揚水設備又は自噴井戸及びこれらの関連施設
- (2) 地下水の合理的な使用を行う施設
- (3) 地下水の涵養を行う施設
- (4) 関係帳簿書類

第18条の6 知事は、条例第39条第1項の規定により、開発行為者に対し、次に掲げる事項に関し報告を求めることができる。

- (1) 地下水の採取の状況
- (2) 水利用に関する計画の実施の状況
- (3) 地下水涵養に関する計画の実施の状況

2 知事は、条例第39条第1項の規定により、その職員に、開発行為者の事業場に立ち入り、次の物件を検査させることができる。

- (1) 地下水の涵養を行う施設
- (2) 関係帳簿書類

- (3) 第1項の規定により立入検査をする職員が、身分証明書の携帯義務を有すること、及び第1項の立入検査の権限が犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならないことについては、第38条と同様である。
- (4) 第1項の規定により報告を求められた者が報告をせず、若しくは虚偽の報告をした場合又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合は、その者は、3万円以下の罰金に処せられる。（第49条第5号）。

#### 第40条（土地の立入り）

- 第40条 知事は、この条例を施行するため地下水又は地盤の状況に関する測量又は実地調査を行う必要があるときは、その職員に他人の土地に立ち入らせることができる。
- 2 知事は、前項の規定によりその職員に他人の土地に立ち入らせようとするときは、立入りの日の5日前までに、その旨を土地の占有者に通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により他人の土地に立ち入る職員は、立入りの際、あらかじめ、その旨を土地の占有者に告げなければならない。
- 4 日出前又は日没後においては、土地の占有者の承諾があった場合を除き、第1項の規定による立入りをしてはならない。
- 5 第1項の規定により他人の土地に立ち入る職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 6 県は、第1項の規定による立入りにより損失が生じた場合においては、その損失を受けた者に対して、これを補償しなければならない。
- 7 土地の占有者は、正当な理由がなければ第1項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

#### 【趣旨】

- 本条は、地下水保全に関する県の常時監視又は汚染等の原因究明等のための土地の立入りについて規定したものである。

#### 【説明】

- (1) 対象事業場、貯油事業場、揚水設備等を設置する事業所については、必要があれば第38条及び第39条に基づき、立入検査を実施することができるが、本条例で直接規制の対象としている工場・事業場等以外であっても、地下水の水質及び水量の保全の観点から土地に立ち入り、測定等を実施する必要がある場合もあることから、土地の立入りについて規定したものである。
- (2) 第5項の「身分を示す証明書」については、規則第19条に（立入検査の身分証明書）として、具体的に規定されている。
- (3) 第7項の規定に違反して、第1項の規定による土地の立入りを拒み、又は妨げた者は、3万円以下の罰金に処せられる。（第49条第6号）。

#### 第41条（援助）

- 第41条 県は、地下水の保全に係る施設の整備又は改善につき必要な資金のあっせん、技術的な助言その他の援助に努めるものとする。
- 2 前項の援助に当たっては、中小企業者に対し、特に配慮するものとする。
- 3 県は、市町村が行う地下水の汚染の防止に係る対策等に関し、技術的な助言に努めるものとする。

#### 【説明】

- (1) 地下水汚染の未然防止等を図るためには、地下浸透防止のための規制措置と並行して事業者が行う作業工程の整備改善や汚水処理施設等の設置、改善に対し強力な援助が重



要である。また、これらの設備の整備には、多額の投資を要するものも少なくなく、特に中小企業においては、汚水処理施設等の整備の必要性は認めながらも、自力で完備するだけの経済的な力を持たない者も多い。また、業種によっては、汚水処理等に高度の技術を必要とするものも少なくない。

このような事実を鑑み、本条は、県が汚水処理施設等の整備を促進するため必要な資金のあっせん等の援助に努めるべきことを規定している。

- (2) 市町村が行う具体的な地下水の汚染防止対策としては、地下水質の監視調査、汚染が発生した場合の原因究明のための調査、汚染原因物質の除去等が考えられ、第3項で、県は、これらに対する技術的な助言に努めることを規定している。

#### 第42条（研究の推進等）

**第42条 県は、地下水の保全に関する調査研究を積極的に推進し、その成果の普及に努めるものとする。**

##### 【趣旨】

- 本条は、地下水保全に関する調査研究に対する県の責務を定めたものである。本県における地下水保全の重要性を鑑み、地下水の水質及び水量の保全に係る積極的な調査研究義務を定めている。

##### 【説明】

「地下水の保全に関する調査研究」としては、地下水の流動や汚染の機構解明、汚染原因物質の除去対策、適切な地下水質の定期観測体制の整備、地下水に関連する各種技術情報の収集整備などが考えられる。

#### 第43条（市町村条例との関係等）

**第43条 知事は、市町村が制定した条例による施策の実施等により、この条例の目的の全部又は一部を達成することができると認めるときは、当該市町村について、この条例の全部又は一部の規定を適用しないこととすることができる。**

**2 前項の規定により、この条例の規定を適用しないこととする市町村及びこの条例の規定のうち当該市町村において適用しないこととする規定については、規則で定める。**

**3 知事は、地下水の保全上必要があるときは、市町村に対し、調査、情報の提供その他の協力を求めることができる。**

##### 【趣旨】

- 本条は、市町村が類似の条例を制定した場合の対応について、市町村条例との調整規定を定めるものである。
- 地下水は、水循環の一部として市町村の行政界を超えて広域的に流動しており、広域的な地方公共団体である県が地下水保全条例に基づき管理することが合理的である。

一方、各市町村が地域の地下水の特性・重要性に応じて条例等による措置を講じることを妨げるものではないことから、本条を設け、市町村条例の規定による施策の実施等により県条例の目的が達成できる場合には、当該市町村は本条例の適用を受けないこととする

ものである。

なお、その場合、県が、当該市町村に対し、必要な調査の実施や情報の提供その他の協力を求めることができることについても併せて規定することとした。

**【説明】**

(1) 第1項の「この条例の目的の全部又は一部を達成することができる」かどうかは、

- ・当該市町村条例による規制の目的が本条例と同じであるか
- ・当該市町村条例による規制の内容が本条例と同等以上であるか
- ・規制の実効性を確保するための措置（助言・指導、命令、罰則等）が本条例と同等以上に講じられているか

という観点で検討を行う必要があると考える。

(2) 第1項の規定により、本条例の規定を適用しないこととする市町村及び当該市町村において適用しないこととする規定は、規則で定めることとしているが、これに該当する規則の定めは現時点では行っていない。

**第44条（規則への委任）**

第44条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

## 第5章 罰則（第45条～第50条）

### 第45条

第45条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第11条第1項、第18条第1項若しくは第2項、第21条第3項、第21条の4第2項、第31条の2第2項又は第31条の3第1項の規定による命令に違反した者
- (2) 第25条の3第1項又は第27条の2第1項の規定に違反して知事の許可を受けずに地下水を採取した者

#### 【説明】

(1) 本条第1号は、地下水の水質保全に係る命令のうち、

①対象化学物質の使用管理計画の変更命令等（第11条第1項）

②対象化学物質の使用方法、対象施設の構造、汚水等の処理の方法の改善命令等（第18条第1項又は第2項）

③開発行為に伴う有害物質の地下浸透のおそれがある場合の施設の構造、汚水等の処理の方法の改善命令（第21条の4第2項）

④対象事業場、貯油施設等から対象化学物質や油を含む水が地下に浸透した場合の水質浄化に係る措置命令（第21条第3項）

及び水量保全に係る命令のうち、

⑤地下水採取の許可を受けた者が許可基準に適合しなくなったとき又は許可の条件に違反したときに係る措置命令（第31条の2第2項）

⑥地下水の水量保全に係る緊急時の措置命令（第31条の3第1項）

に違反した者に対する罰則として、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処することを定めたものである。

(2) 第2号は、無許可で地下水を採取した者又は許可を受けた事項のうち軽微でないものを変更するときに変更の許可を受けずに地下水を採取した者に対する罰則として、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処することを定めたものである。

(3) 平成23年度改正で新たに地下水採取に係る措置命令や地下水採取の許可制等を規定したことに伴い、本条に、措置命令に違反した者及び許可を受けずに地下水を採取した者に対する罰則を追加している。

### 第46条

第46条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

(1) 第17条第1項の規定に違反した者

(2) 第20条第2項の命令に違反した者

2 過失により、前項第1号の罪を犯した者は、3月以下の禁錮又は20万円以下の罰金に処する。

#### 【説明】

- (1) 本条第1項第1号は、特別排水基準に適合しない排出水の排出の制限（第17条第1項）に違反した者に対する罰則として、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金（ただし、過失の場合は、3月以下の禁錮又は20万円以下の罰金）に処することを定めたものである。
- (2) 第1項第2号は、対象事業場における対象化学物質又は油の流出等の事故時の応急措置命令（第20条第2項）に違反した者に対する罰則として、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処することを定めたものである。

#### 第47条

第47条 次の各号のいずれかに該当する者は、3月以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第8条又は第10条の規定による届出をせずに対象化学物質を業として使用した者
- (2) 第8条又は第10条の規定による届出に虚偽の記載をした者

#### 【説明】

- (1) 本条は、対象化学物質の使用管理計画の届出義務（第8条）及びその変更届出義務（第10条）に違反した者並びに虚偽の届出をした者に対する罰則として、3月以下の懲役又は20万円以下の罰金に処することを定めたものである。
- (2) 罪の構成要件がより明確になるよう、平成23年度改正で条文の表現の見直しを行っている。

#### 第47条の2

第47条の2 第30条第4項又は第35条の2第4項の規定による命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

#### 【説明】

本条例では、地下水の水量を正確に把握するために、一定規模を超える地下水採取者には水量測定器の設置を義務付けているが、その実効性を確保するため、平成23年度改正で、正当な理由がなく水量測定器を設置しない者に対して勧告を行い、勧告に従わないときは設置命令を出すことができることとした（第30条）。

また、地下水の水量の保全のためには、地下水の涵養を促進することが重要であることから、地下水採取の許可対象者に地下水涵養計画の作成を義務づけ、その実施状況が不十分な者に対する勧告、公表及び措置命令の規定を設けた（第35条の2）。

本条は、これらの命令違反に対する罰則を設け、違反者は50万円以下の罰金に処することを定めたものである。

#### 第47条の3

第47条の3 第19条第1項の規定に違反して、記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかった者は、20万円以下の罰金に処する。

#### 【説明】

水質汚濁防止法では、一部の事業者で同法に定める排水基準超過があった場合の排水の測定結果を改ざんする等の不適正事案が発生したことから、排出水の汚染状態等の測定結果について、記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかった者に対して30万円以下の罰金とする規定が追加された（平成23年（2011年）4月改正水質汚濁防止法施行）。

本条は、こうした水質汚濁防止法の動向を踏まえ、自主検査の未記録、虚偽記録、記録の未保存（第19条第1項違反）に対し罰則を設け、違反者は20万円以下の罰金に処することを定めたものである。

#### 第48条

第48条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

- (1) 第9条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第12条第1項の規定に違反した者
- (3) 第38条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

#### 【説明】

本条は、

- ①これまで対象化学物質に指定されていなかった物質が新たに対象化学物質として指定されたときに、既に当該物質を使用している者が、使用管理計画の届出と同様の事項の届出を行う義務（第9条）に違反したとき又は虚偽の届出を行ったとき
  - ②第12条第1項で、対象化学物質の使用管理計画の届出又はその変更届出が受理されて60日経過するまでの間、事業者が当該物質の使用に係る工事等に着手することを制限しており、この制限に違反したとき
  - ③地下水の水質汚染に係る対象事業場等の設置者への報告の徴収に対する未報告又は虚偽の報告、立入検査の拒否等
- に対して、10万円以下の罰金に処することを定めたものである。

## 第49条

第49条 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

- (1) 第26条第1項、第27条第1項又は第2項の規定に違反して届出をせずに地下水を採取した者
- (2) 第26条第1項、第27条第1項又は第2項の規定による届出に虚偽の記載をした者
- (3) 第32条の4第1項又は第35条第1項の規定による計画を提出せず、又は虚偽の記載をした者
- (4) 第29条第1項、第32条の4第3項又は第35条第3項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (5) 第39条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- (6) 第40条第7項の規定に違反して、同条第1項の規定による土地の立入りを拒み、又は妨げた者

### 【説明】

(1) 本条は、

- ①地下水採取の届出義務に違反した者（本条第1号）
- ②地下水採取の届出について虚偽の記載をした者（第2号）
- ③地下水の水量保全に係る地下水採取者等への報告の徴収に対し報告をせず、又は虚偽の報告をした者、立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者（第5号）
- ④土地の立入りを拒み、又は妨げた者（第6号）

に加え、平成23年度改正で、

- ⑤地下水使用合理化計画及び地下水涵養計画を提出しない者又は虚偽の記載をした者（第3号）
- ⑥地下水の採取量報告、地下水使用合理化計画及び地下水涵養計画の実施状況の報告を提出しない者又は虚偽の報告をした者（第4号）

に対する罰則を追加したものである。いずれも3万円以下の罰金に処することを定めている。

(2) 併せて、罪の構成要件がより明確になるよう、平成23年度改正で条文の表現の見直しを行っている（第1号及び第2号）。

## 第50条（両罰規則）

第50条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前7条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

### 【説明】

本条は、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して改善命令や排水基準遵守義務等への違反行為をした場合に、当該行為者を罰するほか、その法人又は人も処罰する旨を定めたものである。